

平成24年定例第3回市議会会議録(第2日)

平成24年9月5日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	甲斐	佳代子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	企画財政課長	松藤	泰大
副市長	高野	道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田	良二
教育長	藤原	喜雄	契約検査課長	石橋	慎二
監査委員	平井	常雄	介護健康課長	更原	幸秀
総務部長	吉開	忠文	福祉事務所長	梅津	俊朗
市民生活部長	坂口	祐二	農林水産課長	大津	光若
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本	学	商工観光課長	古賀	義教
建設都市部長	横尾	健一	上下水道課長	坂梨	一広
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
消防長	塚本	哲嘉	教育部指導室長	藤木	文博
総務課長	馬場	洋輝	建設課長	梅崎	克美

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	8	近 藤 新 一	1. J Rの踏切の名称について 2. 観光都市みやまの強化のために
2	16	宮 本 五 市	1. 安心・安全のまちづくりについて
3	5	瀬 口 健	1. 教育行政について 2. 宿泊施設について
4	17	牛 嶋 利 三	1. 高柳地区内の公有地有効活用について 2. 国道443号バイパス有富交差点の渋滞について 3. 九州北部豪雨災害後の対応について
5	6	川 口 正 宏	1. 少子高齢化社会への対応について

午前9時30分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、8番近藤進一君、お願いいたします。

○8番（近藤新一君）（登壇）

皆さんおはようございます。9月議会の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます

ます8番議員の近藤でございます。

質問に入ります前に、さきの災害で大変な被災を受けられました皆さん方に心からのお見舞いを申し上げたいと思います。同時に復旧のために尽力をいただいております皆さん方、そしてまた、今なお尽力いただいております皆さん方に心から感謝と敬意を表したいというふうに思うところであります。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

J Rの踏切の名称、J Rの踏切の名前についてであります。みやま市内には皆さん御存じのとおり、新幹線は別にして踏切のある鉄道は西鉄とJ Rがあります。私も西鉄には40年間ほど在籍をしておりましたので、西鉄のことは少しは知っておりますけれども、J Rのことは余りわかりませんので、次のような質問をしたいわけであります。

踏切の数でございますけれども、みやま市には西鉄は15ございます。J Rは市内に27カ所踏切があるそうであります。西鉄の場合は、福岡に近いほうの駅の名前を頭につけて、中島駅の場合でございますと、中島を過ぎれば中島1号踏切、2号踏切、それから江の浦を過ぎますと、江の浦1号踏切、2号踏切、それから開を過ぎますと、開1号踏切、2号踏切ということで、具体的に地域の名称は取り入れておらないわけであります。

そういうこともあって、よしあしは別にして、踏切の名称についてこういうふうにしてほしいという要望は私の耳には入っておらないわけであります。ここに私はJ Rの27の踏切の名称の一覧表をいただいておりますが、これには踏切の名称、踏切の所在地、幅員、さらには車の通られる幅などについてまとめて記載してあります。

その名称の1つは、行政区の大字の名前を取り入れた踏切があります。例えば本郷踏切や文廣踏切がそうであります。2つ目は、大字小字の小字の名前を取り入れた踏切があります。例えば大江の辻877の2は辻踏切と呼ばれております。ほかにも幾つか小字のついているところもあるわけであります。太神には5カ所踏切がありますけれども、大字太神栗1622の2所在の踏切は太神踏切と呼ばれております。3つ目は、以前からの関係なのかわかりませんが、大字でもない小字でもないのに踏切の名前に入っているのがあります。

このように名称について、基準が一つ一つ違いますので、何かの基準があるのか、また、ないのか、私にはわかりません。3つ目に申しあげましたように、大字でも小字でもない踏切の名前になっている地区から具体的にはこの名称がいいのではないかといい、名称変更の陳情を幾つかの行政区ではされたそうであります。瀬高町時代に町に出されたそうであり

ますけれども、変更されずにそのままになっているということでもあります。

踏切の名前が話題になりましたのは、土地改良の基盤整備のとき、踏切の場所の変更、あるいは踏切事故防止のため、踏切の統廃合のとき話題になったように記憶をいたしております。少し時間は立っておりますけれども、3町合併の前の積み残しのような感じもしますので、JR当局と連絡を取り合ってください、住民の要望に応じていただきたいというふうに思うところであります。ややもすると、踏切の名前、そんなに大げさにする必要はないのではないかという声もあるのは私、十分承知をいたしておりますけれども、しかし地域住民の皆さんの素直な率直な気持ちであります。ぜひJRとの話し合いを詰めていただきたいというふうに思うところであります。

私は時間がたっているというふうに申しあげましたけれども、3年前の平成21年の2月にみやま市商工会館でJR九州の初代の社長を昭和62年の創立から平成9年まで10年間務め、さらにその後5年間、会長をされました石井幸孝氏の講演がございました。話の内容はJRになって国鉄時代の親方日の丸体質から当局の基本的な体質が変わったというふうに強調されておりました。

1つの例として、国鉄時代はお客様という言葉はなかったそうであります。列車に乗る人のことを利用者、あるいはまた乗客というふうな言い方をしていたということでありました。利用していただく方をお客様という言い方をするようになったのは、そう昔からのことではないというふうに公言をされておりました。お客様あつてのJRだということを今後ますます進めていかなければならないというふうに力説をされ、我々は今後、地域の皆さんとしっかりと連携をしていく。地域の皆さんあつてのJRであるということでも力強くまとめをされました。私は至極当然のことだというふうに思うところであります。

そのようなことを考えてみますと、JR御当局も地域住民の声として取り上げていただくのではないかとこのように思うところであります。みやま市執行部としても、合併前の積み残しとして、ぜひ前向きにJRと話し合いを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。近藤議員さんのJRの踏切の名称についての御質問にお答えを

いたします。

地区と合致した名称にすべきだということについてでございますが、JR九州に問い合わせましたところ、名称を変更するためには、国と運輸局への届出が必要となります。また、JR乗務員やJR関連会社、警察など多くの機関へ周知する必要もあります。さらに、これらの情報はデータ管理をいたしており、システムの変更も生じ、工事費まで含めると膨大な経費がかかることとなります。踏切はJR管理上の施設物であり、新しく踏切をつくる時以外は、名称の変更は行っておりませんという回答でございました。

議員が言われるように、地区と合致した踏切の名称が望ましいとは思いますが、JRとしての考え方もあり、名称を変更することは、非常に困難なようです。御理解いただきたいと思えます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

ありがとうございました。今、市長が答弁されたのは非常によくわかるわけであります。しかし、ただ私は一昨々年の石井会長のお話を引き合いに出したのは、やはり以前は一つの例としては、利用者をお客様と言っていなかったというふうに言われておったように、やはりJRになって、民間になって、地域住民としっかり一緒になっていくんだということからすれば、今の答弁は余りにも硬直的で、ああそうですかということで、大変失礼な言い方になりますけれども、それでお帰りになったんじゃないかというふうに思います。

そこで、地域住民の皆さん方の中にこういう声がありますということ伝えていただいて、さらにまた、先ほど申し上げましたように、大字が踏切の名前になっているところがある。小字になっているところもある。それに全然関係のない名前がついているところもあるということについては、どういうふうな当局のお考えだったのでしょうか。できれば御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これはJRのことでございますので、市としてどうこうということはなかなか難しいわけでございますが、恐らく全国各地にたくさんのそういった踏切があるんじゃないかと思いま

す。そうした場合、みやま市が非常に熱心に変更を申し出てもなかなか——みやま市がもしそういうことになれば、ほかの市町村、全国に広がって、JRとしても大変なことになるんじゃないかなと、これは私の余計な心配かもしれませんが、そういうこともJRは考えているのではないかなという思いがいたしているわけでございます。

しかしながら、近藤議員さんの言われるように、地元の要望に応えた踏切の名前にするという事は、地元の方々にとっても非常にわかりやすい踏切になるので、粘り強く依頼するというか、要請をしていくほかには方法がないのではないかと。こういうことも考えられます。どうしても、そういうことであれば、その費用を市で持ってくださいませんかというような依頼があるかもしれません。そういったことも考えながら要請をしていくべきではないだろうかと思うところでございます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

西原市長も県議を20年、そして市長を5年されておりますので、できないときの理由は大体わかります。大体どういう話でもそういう言い方をするんですね。これをすれば全国的に波及するので、なかなかできませんと。そういうことではなくて、JRの体質は、会長みずから変わったんですと、変わらなければなりませんというふうに力強く言われておりますので、そういうことを申し上げて、何かもう少し頑張ってみるということをしてですね。そして、また、踏切の名前を変えるので、市のほうでしてくださいとかなんとかという話は恐らくないと思うんですよ。市長、そういう話は余り面白くないので……。

今度、瀬高町のバリアフリーの交付金37,000千円出していますよね。そういうこともあるので、踏切の名称程度で、このことについては市で考えてくださいという話は恐らくないというふうに思いますので、先ほど申し上げましたように、前からの積み残しというふうに思いますので、できればもう一度、気持ちをお伝えいただきたいと思いますが。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

近藤議員の言われることはよくわかりますけど、現在のJRの体質というのは、例えばトイレ1つつくっても、南瀬高駅トイレつくりましたんですけど、市でやってほしいと。それ

から、階段、いわゆるエレベーターをプラットホームにつけたんですけど、これも市の補助金を半分近く出したわけでございます。そういったJRの体質でございますので、これは想像でございますが、恐らく熱心をお願いをすれば、じゃ、やりましょうと、市としても何らかの負担をお願いしますと、これだけ費用がかなり要するということでございますので、そういった見返し要求があるということを知覚しながらやったほうが、余り後には腹が立たないということではないかということでも申し上げたわけでございますので、できるだけもう一、二回はとにかく要請いたします。

しかしながら、必ずしもここでできますというような御返事は、なかなか相手があることだからできないということでございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたしますと思います。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

内部の問題ではないので、市長の言われることは当然だと思います。ただ、私がちょっとわからないのは、西鉄のことを引き合いに出してしたんですけれども、西鉄の場合は踏切を開1号踏切とか2号踏切とかいうふうに、大体わかる。地域の名前——ただ、駅の名前だけしかつけておりませんので。

先ほど申し上げましたように、踏切の名称に何か基準があるんでしょうか。大字がついてみたり小字がついてみたり、大字でもない小字でもない踏切の名前になっているところがあるんですね。こういうことについてのお問い合わせをできればしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

JRに問い合わせたのは担当部長が問い合わせしておりますので、詳しくは担当部長から回答させていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

横尾建設都市部長。

○建設都市部長（横尾健一君）

ただいまの近藤議員の御質問にお答えをしたいと思いますけれども、JRのほうに問い合わせましたところ、こういった名称変更をしてくださいという陳情というか、要望というのは、毎年1件から2件あるそうでございます。ただ、先ほども市長が答弁いたしましたように、運輸局とか国のほうに届け出にやいかんと。そのときには必ず理由書が要るということで、私のほうから説明したのは地名と実際の踏切の位置が違いますよということで、どうにかなりませんかという話をしたんですけれども、それはJRのほうの管理上の施設物でありますということで、名称のついた経緯については自分のほうもわかりませんというようなことで、なかなか変更についてはやっていませんと。今まで前例がありませんということでの回答でございました。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

私は先ほど、石井会長の話を引き合いに出したんですけれども、JRは生まれ変わりましたということで、そこら辺を考えると、講演のときには非常に生まれ変わって頑張りますと、地域住民と一体となって頑張りますというふうなことでございますけれども、そういうふうになりますと旧態依然とした感じで余り進んでいないなというふうな感じがするわけでありまして。

私自身も全然知り合いがないことはありませんので、私自身も努力していきたいと思しますので、当局のほうもぜひ、市長、最後にちょっと決意を含めて答弁をいただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

近藤先生と力を合わせて要請をしていきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

8番近藤新一君。

○8番（近藤新一君）

ぜひ、お力添えをいただきたいと思っております。

第1問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

はい、2問目をどうぞ。

○8番（近藤新一君）（登壇）

それでは、観光都市みやまの強化について御質問を申し上げたいと思います。

先日、清水公園にあります清水山荘を拝見させていただきました。パンフレットを少し見せていただきました。自然に囲まれたひととき、グループでの研修活動に御利用くださいということであります。さらに続けて次のように紹介してありました。春は桜、夏は新緑、秋はもみじ、四季を通じて自然の美を演出する姿は定評があります。清水山荘はこの地に建設をし、緑と太陽を全身に浴び、野鳥の声を聞き、人間性を身につける場として御利用くださいとの紹介がありました。和室7室、宿泊定員50名で、大中小の研修室があり、それぞれ収容人員は50、25、25であります。食堂、浴場、売店などの施設がありました。建物もしっかりとしたものであります。しかし、残念なことに空調施設が思わしくないようであります。最近の利用者は少ないということでありました。同時に私はもったいないなと感じたところであります。

利用者が少ない原因の一つに、当局の方針がまだしっかりと定まっていないこともあるのではないかというふうな感じがしたところでありました。空調関係を初めいろんなところを修理して活用していくのか、あるいは取り壊すのか、移設するのかなどの選択肢はいろいろあるのではないかと思います。

後ほど触れますが、みやま市には宿泊施設が少ないことが以前から指摘をされてきたところでありました。近くには、20年前までは青年の家もあり、大いにいろいろな研修に活用されてきたところでありました。みやま市には以前から続いております剣道、そしてソフトボール大会など多くの少年諸君が九州各県から来てくれています。スポーツだけでなく、いろんな交流を深める場としての利用方法はないのでしょうか。みやま市内の小・中学校の交流の場としても市内外の諸団体の活用場としても用途は大いにあるのではないかと期待する声もあるわけでありました。早く方針を定めていただき、宿泊施設の確保に努力をいただきたいと思います。

次に、その他の施設を使って、観光都市みやまをPRしていく方法についてであります。

PRということですが、みやま市外の皆さんへの宣伝と市民内部への宣伝と両面があると

思います。御存じの方も多いと思いますが、市外から宿泊される人数が久留米や大牟田では観光客の10%以上が宿泊をされているのに、我がみやま市では2%にも満たない状況にあります。結果的には経済効果が少ないということがわかるわけであります。

もともとみやま市は交通アクセスに恵まれているわけであります。先ほど申し上げましたように、西鉄、JR、さらに新幹線もできました。高速へのインターもあり、有明沿岸道路へも直通しております。久留米や福岡市へも短時間で行けます。我がみやま市には歴史と伝統のある清水寺があります。それと高田町には合併前に22億円かけてつくりました濃施山公園もあります。さらに山川にはお牧山公園があり、みやま市最高峰405メートルの山頂からの眺めはすばらしいものがあり、東南に阿蘇山を見、そして筑後平野、佐賀平野、脊振の連峰、さらに豊穰の海、有明海、そして雲仙普賢岳を臨む360度の眺望は例えようがありません。

生産物にしてもミカン、セロリ、ブドウなどを初めとしていろいろな農産物、そして酒、しょうゆ、たこやき、九州の消費量の50%生産を誇る花火があります。日本一の有明ノリ、これも日本でただ一つ残っております樟脳、同じくろうの生産、高菜漬、花火大会、平家祭り、蒲池山の百選のホタル、お座敷梅、700年の歴史を持つ幸若舞、農民能として有名な新開能、頭に浮かぶままに申し上げましても、このようにたくさんあるわけであります。どのような方法で観光都市みやまをPRされているのか報告をお願いします。

秋と春にはJRでウォーキングが開催されています。参加者は博多駅などを利用して、都市に住んでおられる方が参加しやすい距離ということもあり、多くの皆さんが参加されているということでもあります。参加者の意見を大まかに集約しますと、清水さんの美しさに感嘆されていましたし、農業の盛んな町、そして静かな町との声が多かったそうであります。このような皆さんに、みやまの特産物の宣伝、販売などの方法はいろいろあるのではないかと感じたところであります。

次に、市内のPRですが、産業祭、文化祭、環境フェスタ、さらに山川平家祭り、納涼花火大会などなど幾つもありますが、市民の皆さんに対しては、市内の地域の皆さんと連携をしてよく取り組んでいただいているのではないかというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

近藤議員の第2の質問でございますが、清水山荘、そしてまたその他の施設による観光について御所見を伺いました。私も近藤議員のお考えのとおり、本当にみやま市にはさまざまな観光資源がありますし、それはその時々非常に活発にやっているということは事実でございます。しかし残念ながら、一つの継続的になかなかならない。単発的な行事だということで、例えば春の桜、あるいは初夏の新緑、そして夏の深い緑、秋のもみじ、あるいはまた平家祭り、幸若舞、またみやま市で行う収穫祭とか文化祭、また新開能、さまざまな非常に多岐にわたる伝統のそういった文化があるわけでございますが、なかなかそれが継続的にならないということで、ずっと観光客が訪れないというのが、そういった宿泊施設がなかなか成り立たない一つの大きな原因になっているのではないかと考えておりますので、それを今後どう考えて開発していくかということが極めて重要な問題だと私は考えております。

まず、清水山荘の活用についてでございますが、お尋ねの清水山荘は昭和57年、農村地域農業改善事業自然活用型として計画認定を受け、緑豊かな自然環境を生かし、自然と語らいながら体験農場、学童農園を通じ、小学校時代から農業を経験、実習させることにより、農業を理解させ、将来農業に従事、定着させる。2番目として、既存の観光資源を充実強化することによって、観光入り込み客の増加を図り、都市住民に新鮮な山の特産品を提供することにより、観光農業を通じ、既存農家の所得の拡大を図るということを計画の基本構想として、清水運動広場、ロッジ、キャンプ場、直売所の設置と同時に事業推進が図られてきたものでございます。

昭和61年5月、農林漁業体験実習館清水山荘としてオープンし、瀬高町が100%出資した財団法人を設立し、管理運営を委託してまいりました。開館後は一般住民や学童を初め、外来の皆様の宿泊休養施設、またさまざまな研修の場として御利用をいただいていたところでございます。しかし、年を経るごとに利用者の減少を来し、部屋の改造、日帰り入浴などの対応をしてまいりましたが、集客改善にはつながらず、運営補助金のみならず、多額の損失補填を余儀なくされ、平成17年——これは合併前でございますが、財団を解散し、管理主体の変更を行いました。

また、近年におきましては施設や設備の老朽化が進むとともに、利用者も減少の一途をたどっておりますので、平成21年4月からは社会教育分野における事業の促進を図るため、農

林水産課から教育委員会部局の生涯学習課へ所管がえを行ってきたところでございます。

現在、清水山荘は建築後26年が経過し、施設の老朽化や設備の不良が目立っております。このまま活用していくことにしても、一定の改修費や設備補修費が必要であり、相当の経費を見込まなければなりません。このような状況も踏まえ、今後の清水山荘につきましては、施設の利用目的や運営方法、費用対効果など十分に研究しながら、活用または廃止の両面から検討してまいりたいと考えておりますが、本当に長年、もう既に検討すると言ってから10年近くがたっておりますので、やはり結論を出さなければいけない時期になっているのではないかと思いますので、何とか今年度中に結論を出して、この清水山荘を復活させるか、あるいは廃止するかということをきちっと決めてやりたいと、このように思っておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、2点目のその他の施設の活用についてでございますが、現在、みやま市及び観光協会は、年間を通じてバスツアーのお客様を迎え、みやま市の歴史や伝統、食や特産品の紹介を行い、市の理解と宣伝を行っております。その際、福祉施設であるあたご苑やげんきかん、あるいは社会教育施設であるまいピア高田や山川市民センターを利用して、郷土料理や薬膳料理でもてなし、食の実演を含め、研修会や講習会を実施してまいりました。

また、その他の市の公共施設におきましても、観光パンフレットを置くなど、情報提供に努めているところでございます。しかし、いずれの施設も本来の目的として使用中でございますので、観光施設に変更することはできませんが、今後とも公共施設を活用した観光イベントの開催や情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、観光につきましてはプロジェクトチームをもう1回つくって、どうしたらみやま市が観光都市として成り立っていくかということをも十分研究したいと思っております。どうかひとつ、議員の皆様方におかれましても、知恵を拝借いたして、一緒にそういった場をつくっていき、本当に観光を発展させていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

8 番近藤新一君。

○8 番（近藤新一君）

みやま市は今、大まかに言って、観光客はふえているんでしょうか。右上がりですか、右

下がりでしょうか。

それと今、宿泊者——清水山荘は先送りなんですね。やはり宿泊所がないと、泊まる場所がないと来ないということで、申しあげましたように、大牟田とか久留米では、観光客の10%ぐらいは宿泊されているわけですね。やっぱり宿泊せんと、日帰りではなかなか経済効果が少ない。自治体でできるのは自治体が持っているところしかできませんので、清水山荘を何とかということで、年度内のという言葉をいただきました。

以前から私たちの高田町時代からソフトボール大会とか剣道大会に九州各県から来るのに、高田町には泊まるところがなかもんなど。泊まる場所があれば、剣道が終わって——剣道についてもソフトボールについてもいろいろいいですけども、論議ができるんだけれども、そういう場がないので残念だということで、ずっと以前から高田町のどこかにできんかという話をしてきた経緯がありますけれども、幸い清水山荘がありますので、できればそういう結論を出していただいて、要は宿泊施設をぜひ早く完備していただいて、観光客、さらにまたいろいろな青少年の健全な育成のためにも御努力いただきたいということで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、続いて16番宮本五市君。質問をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）（登壇）

議長の許可を得て一般質問をさせていただきます16番議員宮本です。

まず最初に、7月の豪雨により被災されました家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。一日も早く元の生活に戻られるように祈念してやまないものであります。また、災害活動に大変御尽力いただきました消防団の皆様並びにボランティアで災害支援に当たられました方々、そして市長初め職員の皆様へ感謝と敬意を表すところでございます。災害から生命財産を守るためには、この災害をよく検証して、今後の防災に役立ててほしいと思います。

それでは、一般質問に移ります。

みやま市では、みやま市民憲章において、安心・安全で快適に暮らすことのできるまちづくりを実現するために、市民と一体となって真剣に取り組むとされております。安心・安全

のまちづくりは防犯、防災、交通安全を3つの柱として推進されております。私は3つの柱のうち、交通安全に係ることについて質問いたします。

交通安全に対する施策は施設の設置、改良及び安全活動の推進など、市と市民の努力により充実していると感じておりますが、市内全体を見ても、また地区等からも申し出があることと思っておりますが、まだ十分と言えない状況と思っております。市としては、安全対策はどのように計画されているか、お尋ねします。

また、私は、今回は交通災害から身を守るための施設の設置について、みやま市内に数多くある中で2点場所を示して具体的にお尋ねいたします。

1つは、市道岩田小学校東の交差点のところの田尻、田代方面から進入する道路歩道設置の計画はなされているか。数年前より、区より市にお願いされていると聞いているが、1つは市道竹飯瀬高線の散田地区の九州新幹線高架下の交差するところに信号機設置、また代替対策は計画されているか。

以上2点の地域の方々の強い要望も重く受けとめ質問いたします。安心・安全のまちづくりのため、一步一步前進するため市長の誠意ある回答をお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

宮本議員の安心・安全のまちづくりについて、特に道路に関する御質問にお答えをいたします。

今般、通学路において小学生を巻き込んだ事故が多発していることから、現在、学校、警察、道路管理者が連携して、通学路の緊急点検を行っております。今回の点検において、早急に対策が可能な箇所については、交通安全施設工事により対策を講じたいと考えております。また、地元からの防護柵やカーブミラーの設置要望があれば、現地の調査を行い、交通安全施設の設置を行っております。

まず、1点目の岩津留佐線、岩田小交差点東側の歩道設置についてでございますが、岩津留佐線は、岩田小学校の通学路となっておりますが、歩道の設置がなされておられません。道路の見通しも悪く、大型車の通行もありますので、歩道設置の必要性は認識をいたしております。歩道の設置については、道路用地の確保が必要となりますので、関係者の協力を得ながら事業を進めていきたいと考えています。

次に、2点目の竹飯散田線の新幹線高架下の交差点の信号機設置についてでございますが、御質問の交差点において、新幹線の橋脚により見通しが悪く事故の危険性があるため、地元関係行政区より、警察へ信号機の設置要望がされております。柳川警察署と関係行政区及び道路管理者のみやま市で、現地において立ち会いを行いました。新幹線の高架部分の桁下空間が5.5メートルの高さしかなく、信号機の設置はできないとの回答でありました。

信号機の設置ができないため、警察署によるとまれ標識の改良と道路管理者のみやま市によるとまれの路面標示の強調を行って交通事故防止に努めたいと考えておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

みやま市としても、安心・安全のまちづくりのためにいろんな対策を講じられている。今回、通学道路設置に対しては緊急点検をしたり、対策が可能なところは箇所によっては対策を講じる考えとか、また地元からの要望があれば現地調査を行い対応するとのことでございますが、私が言っている信号機とか横断歩道というのは、ここばかりじゃなくて、みやま市にはまだたくさんあると思います。今度の緊急対策で調査をしてあるなら、やっぱり全体市を、本格的に地域の方の意見を聞いて、執行部あたりも現場に行き行って検討していただきたいと思っております。

また、ちなみに毎日、新聞紙上で交通事故の情報がいろいろ載っておりますけれども、一応、柳川署管内では本年度から8月末までで、事故の発生が573件、死亡が3名、負傷者数が769名、その中にみやま市管内は186件、負傷者数が251件でございます。パーセント的にどうか見てみると、全体では柳川署管内では5ないし6%は事故が少なくなっているのが今の状況で、しかし私たちみやま市だけを見ると、今のところ17.7%事故の件数が減っていると。それに死傷者数も12.8%大体減っていると。こういう数字を見て、これは私のあれですけども、交通安全対策をみやま市はそれなりにやっていたらいいもの、いいほうに解釈しているわけでございますので、今後ともそれはしっかりやっていただきたいと思っております。

それから次、岩津留佐線の歩道設置については、市としては歩道の設置は必要と認めてあるというふうに書いてありますけれども、用地の確保とか関係者の協力を得ながらというこ

とでございます。用地の確保は、まず市のほうがはっきりやるということを決めないと、地元の方の用地の相談もなかなか行けない状態でございますので、それははっきり決めて、早目に対処していただきたいと思います。

特にこの通りは子供たちの通学路であり、岩津交差点の手前がカーブしており見通しが悪く、急ブレーキの跡が多く、最も危険な通学路の一つでもあります。車がすれ合うと、歩行者、あるいは自転車等は通れない状況です。ぜひ、事故等が起きる前に早急に歩道設置の工事を着手してほしいという地元関係者の力強い望みでございますので、市長、またこれかどうかよろしく願いしておきます。

それに次、散田地区の新幹線高架橋の下は、一応地元が警察と交渉して、ちょっと高さ関係で信号機の設置はいけないと。そのかわりに、標識とか道路表面にする方法ということでございますけれども、以前はあそこの道路に道路標識があったわけでございます。現在は消えております。竹飯から瀬高方面、そうすると中尾から海津方面に行く農道関係に関する面は、ちゃんととまれの標識はあります。しかし、現在、443とかインターに行くのに非常に通りも多くなって、特に竹飯方面から行くときはやっぱり結構スピードを出していく人が多いわけです。そうすると、交差点のところがどこにあるか実際わからんわけですよ、交差点があるということは。逆の瀬高のほうからならちょっとわかるけれども、竹海のほうから行くとなかなかわかりませんので、私はよければ正式な信号機ができんなら、例えば黄色灯を回転するとか赤色灯とか、何かああいうふうなものをつけていただいて、ちゃんとは危ない地域、交差点がありますというところをやっぱり通行をする人たちがはっきり見られるように、ぜひやっていただきたいと思っております。御返答をお願いいたしますので、どうかひとつよろしく願います。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

いろいろなことについて大変申しわけなかったんですけど、私も初めて聞きました。恐らく担当部課には再三要望があっただろうんじゃないかと思いますが、私のほうは宮本議員から質問を受けまして初めて知ったものですから、十分担当部課長に申し渡しまして、何とか早く宮本議員がおっしゃるようにやってくれということを強く命令をいたしたいと思っておりますので、御期待をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

最初言っておりましたみやま市内の歩道とか、そういう面の現場の確認をぜひ執行部のほうもしていただき、私が言ったのは2カ所で、ほかにもあるということですよ。そいけん、しっかりそういう点を見て、市道、県道、国道とあって、条件がいろいろ違うけど、そこら辺はまた皆さんの意見を聞いて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。それを強く要望いたします。

それと今、市長からどうか努力するというふうなあれでございますけれども、正直言って2カ所とも緊急を要するような場所です。事故があつてからでは本当に遅いですから、正直言って、今度の来年度の予算にもぜひ入れて、来年度は完成するように、よろしくお願ひしたいと思ひますけど、どうでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

できるように努力いたします。

○議長（壇 康夫君）

16番宮本五市君。

○16番（宮本五市君）

できるということを信じて、私たちも地域の皆様にそういうふうに伝えますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、ちょっと早いですけど、ここで休憩を入れたいと思ひます。10時30分を予定したいと思ひます。よろしくお願ひします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて5番瀬口健君、一般質問を行ってください。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

おはようございます。5番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ておりますので、質問をさせていただきます。

今回は教育行政について、それと宿泊施設についての2件を質問させていただきます。

まず、1点目の教育行政についてですが、この中には2点ございます。

1点目ですが、高校進学における中学校の推薦制度のあり方についてでございます。

これは、さきの3月議会において質問をし、改善をお願いいたしましたけれども、明確な回答を得ておりませんので、再度質問をいたすものでございます。

改善をお願いした指摘事項を大まかに申しますと、公立高校については、推薦を得るために推薦受験で不合格でも必ず同じ高校を一般受験することという条件がついておりましたが、その条件が人権問題にかかわる可能性があるという指摘していた点でございます。

私立高校、特にスポーツ推薦につきましても、中学校の判断ではなく高校の判断に任せるべきをお願いをしていた点でございます。

以上のことにつきまして、3月議会以降どのように検討され、どう結論づけられたかをお聞きいたしますけれども、3月議会の一般質問以降、多くの方から激励の電話をいただき、また、いろんな会合で一緒になった方々からも、もっと強く中学校を追及してくれというような御意見もいただいております。

こういう状況から判断すると、この推薦制度に現在不満を持っておられる方、また、卒業されて不満だった家族の方がこんなにも多いものかと改めて感じたところでございますし、この方々は氷山の一角だと思っております。

きょうは、こういう方々のためにしっかりと質問をさせていただきますので、執行部の明確な御答弁をお願いしたいと思います。

2点目の、いわゆるゆとり教育の今後についてでございますが、現在、小・中学校におきましては土曜日が休日となっております。いわゆるゆとり教育とも言われておりますけれども、これが国や県の通知により、このゆとり教育を解消し、土曜日を出校日にしている学校が出てきているということを聞いております。

それで、ここに至った背景は何か、本市の考え方はどうかなどお聞かせいただきたいと思います。

います。

以上、お願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

瀬口議員の教育行政についての御質問にお答えいたします。

今ございましたように、まず1点目の高校進学における中学校における推薦制度のあり方についてでございます。

3月議会での議員からの指摘事項でございますが、特に1つ、公立高校における推薦入学者規定において、県立高校入試の推薦入試と一般入試が同一校受験でなければならないとあるのは人権侵害ではないか。

2つ目に、推薦入学に関する取り決めについての2点だったと思います。

まず、1つ目の公立高校の推薦入試を受験した者は、一般入試においても同じ高校を受験することとの記載については、御指摘のとおり、福岡県立高等学校入学者選抜要項にも記載はございません。推薦基準にこのような記載があった学校には、前出の文言につきましては削除するように指導しております。

2つ目の推薦入学に関する取り決めについてでございますが、県立高校につきましては、福岡県立高等学校入学者選抜要項において、「高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。」という基本方針が示されております。

また、私立高校につきましては、福岡県私学協会から出されます私立高校生徒募集にかかる倫理綱領において、生徒募集行為に関する過度の宣伝行為は行わないこと、生徒募集について、スポーツ等で中学生に受験を勧誘する場合は、中学校教育を阻害することのないように、時期等について十分に配慮すると同時に、まず、必ず中学校長を通じて行うものとする等が周知されております。

すなわち、公立、私立を問わず、高校入試が正常な中学校教育に影響を及ぼすことのないよう、中学校での学習指導、生徒指導等が組織的、計画的に、かつ円滑に行われることが最も重要であると述べられております。

教育委員会といたしましては、中学校生活をきちんと送ることの大切さを子供たちに的確

に教えていくことが大事であり、中学生としてきちんと過ごすことができた生徒こそが、中学校の推薦制度による高校入試を受験する資格があるべきであると考えております。

そこで、各中学校におきましては、中学生らしい生活や態度ができている生徒であること、学校内外を問わず学校や社会の決まりを守り、全校生徒の模範となっている生徒であること、高等学校においても中学校生活の成果を生かし、活躍が期待される生徒であること、さらに中学校が責任を持って高等学校に送れるような生徒であることを推薦基準として明記し、指導に当たっております。特に、推薦を希望する生徒に対しましては、他の生徒以上にきちんとした中学校生活を送ることが大切であることを指導しております。

具体的な進路指導といたしましては、1年生より自分の進路についての学習を計画的、継続的に行い、学年通信や学級通信で、中学校生活を過ごす上での留意点を伝えております。

2年生では、生徒が近隣の高校について調べたり、学年保護者会で進学についての説明や学校の方針をお話ししたりしております。

3年生の1学期には、高校入試に向けた中学校生活の注意を再確認させるとともに、特に推薦入試受験を希望する場合は、他の生徒の模範となるような生徒でなければならないことを強く指導しております。

2学期には、高校の協力をいただきまして中学校ごとに高校説明会や入試情報に関する説明を進路学習会、あるいは進路説明会という形で開催しまして、学期末に行われる生徒、保護者、学級担任による3者面談で高校受験についての確認を行います。特に、推薦入試を希望する生徒には、中学校生活において推薦に値するだけの中学校生活を過ごすことができたかという問い直しを指導しております。その後、推薦入試を希望する生徒を推薦するか否かについて、校内に組織される推薦委員会で決定し、その結果については、推薦を希望した生徒一人一人に対し伝えております。

推薦することとされた生徒には、校内推薦の決定は合格とは違い、今以上に努力をしないといけないことを含め説明し、保護者には生徒本人が伝えております。

逆に推薦できないと判断された生徒の保護者には、学級担任が直接電話連絡や家庭訪問を行い、推薦できなかった理由をお伝えしております。特に、生徒本人には今後の中学校生活での改善点等について話をし、一般入試で頑張るように励ますとともに、心理的に落ち込まないように声かけを行い、継続的な見守りをしていくこととしております。

以上のように、高校への推薦に当たっては、推薦される中学生が中学生らしく心身両面に

わたり健全に成長していることが一番大切です。

みやま市のすべての中学生が、厳しくも愛情あふれる教育活動を通して、心身ともに健やかに育まれるよう、今後もなお一層各学校との連携を密にし、指導、助言をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、いわゆるゆとり教育の今後についてでございますが、そもそもゆとり教育とは、日本において知識重視型の教育方針を詰め込み教育であるとして、学習時間と内容を減らし、経験重視型の教育方針をもって、ゆとりある学校を目指した教育のことで、小・中学校では平成14年度から始まりました。

しかし、この教育では学力が低下するとの指摘があり、実際にPISAなどの国際学力テストで順位を落としたことなどから数多くの批判がなされました。

そこで、平成17年に当時の中山文部科学大臣が、中央教育審議会に学習指導要領の見直しを要請し、さらに安倍首相が主導となって、教育再生、いわゆるゆとり教育の見直しに着手いたしました。そして、平成20年に新しい学習指導要領が改訂され、ゆとり教育から脱却したということから、脱ゆとり教育と称されたところです。

このような中、平成22年度あたりから、東京都教育委員会を皮切りに、条件や制限つきで小・中学校の土曜日の授業を認める自治体が出てまいりました。脱ゆとり教育として、学力向上を目指した新学習指導要領では、小学校が6年間で計278時間増、中学校が3年間で計105時間増と、それぞれの授業時間数が増えたため、5日制のままでは平日の授業時間数が多くなりまして、子供たちの学習負担の増加が懸念されるというのがその理由です。

本県におきましては、平成24年3月22日付で福岡県教育委員会教育長から、市町村教育委員会教育長宛てに「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について」という文書が通知されております。

小学校及び中学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを推進する観点から、土曜日に教育課程に位置づけられた授業の実施を希望する学校においては、これを行うことができるものとするというものです。

ただし、土曜日の授業の内容としては、家庭、地域との連携による行事や授業、保護者、地域住民等への公開授業と限定されております。

また、実施上の留意点としては、現に実施されている社会教育団体、スポーツ団体等の事業、行事に配慮することとされており、学校週5日制の趣旨が生かされるように配慮される

内容となっております。

今回の通知による土曜日授業に対する本市としての考え方及び今後についてでございますが、本年度初めの校長会におきまして、今年度は調査研究の年度として位置づけること、本年度実施する学校は、先行的実践校と位置づけるので、教育委員会に申し出ることと説明したところです。なお、本年度の実施につきましては、1校も申し出はございませんでした。

今年度の調査研究につきましては、9月から校長会と連携して進めていくことで調整をとっておりますが、本市内の各小・中学校では、各校独自の努力により、授業時数の確保はできております。

また、学校週5日制の基本理念である学校、家庭、地域の三者が互いに連携し、役割分担しながら、社会全体で子供を育てるということに対しましても、各校とも行事等を工夫した実践がなされているため、今回の通知を受けた土曜日授業の必要性はかなり低いものと見込んでおります。

そのため、市として一律に実施を指示するというよりも、県の通知に充分配慮した上で、各学校の判断での実施という方向で推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

教育行政の推薦制度の問題でございますが、公立高校については指摘をしておりました点ですね、推薦入学と一般の受験ですね、これの条件を省いたということでございますが、これはどういう理由で省かれたのかですね。

私が入権問題にかかわってきますよというようなことを申し上げておったわけですが、その入権問題ということに抵触するということでこの条件を省かれたのか、ほかに理由があって省かれたのか、そこの考え方ですね、それをお聞かせいただければと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

確かに、今おっしゃったように、入権問題に抵触する可能性もあるというふうな御指摘でございましたので、その観点からも含めまして、もう1つは、やはり推薦入試の本来のあり

方として、同一校を必ず受けないかんという、そういった規定はそぐわないと私は考えておりますし、高等学校側でもそういうことは求めていないわけでございますので、その2点の観点から削除を指導したわけでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

そしたら、この問題はやっぱり今までの指導ですね、これが間違いだったというふうなお認めになったということですね。

そこで、2つの理由でこの条件を省いたということでございますが、この人権問題というのは教育委員会が主管でございます。その教育委員会が指摘によって、こちらから言われて初めてこういう高校入試に関する件で抵触するというようなことを、こちらから言われて初めて気がついたということについて非常に遺憾に思うわけでございます。これは何十年というようなことで、このままで来てあるわけですね。

それで、私が言いたいのは、今までこういう条件で公立高校を受験されて、推薦をいただいて推薦で受験をされて不合格になられた方が、この条件のもとに同じ高校を一般受験して不合格になったという例はざらにあるんですよ。こういう方たちが、非常に——今お答えをお聞きになれば、何でもっと早くしてくれんやっかかと、こちらから指摘をせんで、自分たちでもっと慎重に考えたことを推薦制度の中に盛り込んでおれば、そういう不幸な者はなかったんじゃないかなというようなことを感じられるというふうに思うわけでございます。

これは、今、私のほうから指摘したといたしますが、これはたしか8月13日に私は県のほうに連絡をして、みやま市のほうからはこういう問題は何かあったかというようなことをお聞きしたんですね。全くございませんと。それで8月13日に県の教育委員会のほうからみやま市の教育委員会のほうに御連絡があったんじゃないかと私は思いますが、それはどうですか。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

確かに、そういった連絡が指導室のほうにあったことは聞いております。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今言いましたように、こちらの指摘によって初めて教育委員会執行部のほうも、学校の校長さんたちも、それでおわかりになったということです。

ですから、今まで公立高校のそういった条件つきが間違いであったということがここではつきりしております。

それで、今から私立高校のほうにいきますが、私立高校のほうでも今の回答を聞くに当たっては、全く改善された点はないということのようでございますが、公立高校でこういう間違いがあったということをお認めになって、なおかつ私立高校で間違いはないかという御議論はしっかりとされたんでございますかね。いかがでございますか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

私立高校の推薦入試に対して中学校のほうでの間違いがあったかどうかということでございますかね。

それにつきましては特に議論はしておりませんが、内部資料でございますけれども、この推薦入試に関します中学校と私立高校との協定というのがございます。それは教育委員会としては一切関知できない部分でございますので、私立学校の推薦のあり方についての指導、議論というのは、特に別個に、公立と私立と別個に議論をしたということはございませんし、指導をしたこともございません。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私立高校のスポーツ特待において、非常な間違いを長い時間かけて御指摘をしたわけですね。それで、御議論いただいてないということはどういうことかと。それはもう関知するところではないというお答えでございますけれども、みやま市の中学生が私立高校を受けるに当たって御議論することはないというようなことでございますけれども、これは、私に言わせれば、ちょっと教育委員会の執行部として、これは公立高校の人権問題に抵触するとか、本来の姿ではないとかいう結論を出されたときには、校長先生を集めて、それでそういう御

議論をなさったんですか。それとも執行部のほうだけで、これはだめだというような答えを出されたんですか。いかがでございますか。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

市内の4校の中学校の校長先生と、この推薦のあり方につきましては、先ほど答弁の中にありましたように、県立学校におきましては、県立高等学校入学者選抜規定という要綱というのがございます。それから、私立高校につきましては、私学協会から出されております私立高校生徒募集に係る倫理綱領というのがございます。そういった内容をそういった綱領、それから要綱に従って、各4校の校長先生方は対応なさっているということで、この推薦制度の実施につきましては、4校とも同じような認識で臨んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私が指摘したのは、要するに今言っておるのは公立高校じゃなくて私立高校のスポーツ特待の件ですよね、私が言っているのはですね。そこはちょっと、よく分離して考えていただきたいと思います。

これは中学校間でもいろいろ推薦制度の条件が違うんですよね。これはその4校の中学校の先生と話をされた場合に、今までどおり中学校でその条件等をお決めになるのかどうか。今回も全く前回と一緒の考え方なのかですね、そこら辺はどうでございますか。中学校にお任せということですか。

○議長（壇 康夫君）

大津学校教育課長。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

特にお任せということじゃございませんで、先ほど申し上げましたように、募集要項、それから倫理綱領に基づいた対応をしているということでありまして、先ほど人権侵害というふうな御意見もいただきましたけれども、この文言については、県内の他の市外の中学校におきましては、まだそういった文言が残っているところもかなりあるようでございます。ど

うしてかといいますと、推薦入試を、推薦制度を受けてまで自分が行きたい学校を選んだ、そして校内の推薦委員会でたまたまそれが該当しなかったという場合に、やっぱり自分が行きたいという学校はみずから受験をしているのが実態でございます。

ですから、もともとこういった文言があつて、なくても、子供たちはそういった受験の仕方方を過去してきたということが実績としてありますので、あえてこれを人権侵害というふうなことでとらえるのかどうかというところについては、はっきり教育長も先ほど、そういったことが全ての原因ではないということで答弁したと思いますが、いろんな条件を、今、子供たちのためにということで、あえてこの文言を外させていただいたということでもあります。

あくまでも高校側と中学校側の校長同士の話し合いのもとでこの制度が生きてくるものと考えております。

以上です。（「議長、ちょっと済みません。よかったですら執行部の答弁をもう少しマイクに近寄っていただいております。ちょっと後ろまで聞きづらいので、よろしくお祈いします」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

よろしくお祈いしておきます。

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

ちょっと、そしたら私はまたもとに戻ります。

今言った人権侵害に該当しないという考えですか、これはちょっとはっきりさせてください。

今さっきの教育長の考えは、私が指摘した分と受験生の本来のあり方について少し違和感があったから、この2つについての理由で改善したという御答弁をいただいたと。課長の言いは全然違うんですが。人権問題は全然関係ないということをおっしゃっておるんですが、教育長、それはどうですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

課長が申しましたのは、私が申しましたことと同じことだと思っております。

抵触するおそれがあるということで私はお答えたわけでございます。人権問題であると

ということではなくて、抵触するおそれがあるということでお答えしておりますので、課長が答弁したと乖離はないというふうには思っております。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

私の以前——前は抵触するおそれがあると考えられるという県の御指導がありましたよということで申し上げておるんですよ。それで、私の考えが間違いであるかのように、その指摘が間違いであるかのような今答え方じゃないですか、課長は。違いますか。よく聞きよったですか、教育長。

もう一度、そこら辺ははっきりしてください。人権問題ではないということなんですか。人権問題に抵触することではないということなんですか。そこら辺、ちょっとはっきりせんですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

どうもまた議論が空回りしそうでございますが、人権問題に抵触するおそれがあると私は考えて指導したわけでございます。

だから、瀬口議員が言われる、これは人権問題であるということと、それを私が否定するという答えでは議論がかみ合わなくなりますので、人権問題に抵触するおそれがあるというのは人権問題であるというふうには考えておりません。（「後でよく聞いてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

何遍も言いよっちゃなか。人権問題に抵触するおそれがあると、はっきり言いよるじゃないですか。それを否定した課長の答えだと私は言っているんですよ。これは県のほうからもしっかりそういう指導があつておるでしょう、ないですか。県は、こういうことを私にはっきり言ったんですよ。こんな条件があるんですかと。どこですかと、前は。そのときは私は言わなかったと申し上げましたが、その後、何らの変更がないようでしたので、

8月13日に再度県のほうに確認をしたと。それで御指導が県のほうからこちらのほうに来たでしょう。その内容はどういうことなんですか。そしたら、県からの指導はどのような内容の指導なんですか。うやむやにせんなら、はっきり、今さっき最初に言ったでしょう、明確に答弁をしてくださいと。言ったとおり明確な答弁をしてくださいよ。

○議長（壇 康夫君）

どなたが答弁をされますか。藤木教育部指導室長。

○教育部指導室長（藤木文博君）

人権問題に抵触するおそれがあるのか、人権問題であるのかという部分に関してですけれども、そこら辺のことは、うちの室の古川のほうが直接本庁のほうの電話を聞いておりますので、しばらく時間をいただいて、ここで確認をとってお答えをするということによろしいでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

早速確認をとってきてください。

それから、さっき課長のほうから、推薦をとってまでその高校に行きたいんだと。だから本来その高校を受けるのが当然じゃないかというような言い分なんですよね。推薦受験で落ちても。

ここ——ある中学校にはこういうことが書いてあるんです。不合格となった生徒が気持ちを切りかえられずに一般入試で力が発揮できなかったと、こういうことが書いてありますよ。こういう例がありますと、例をここに挙げてあるんです。だから、推薦入学で推薦受験をして、その推薦受験で不合格になったと、気落ちしてそのまま受けたので発揮できなかったということなんです。だから違う高校を受けてもいいんじゃないんですか。それで消されたんでしょう。課長は全く別な答えを言っているじゃないですかと私が今言いよるわけです。どうですか、教育長、まとめてください、はっきりと。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

課長が申しあげましたことは、それは課長の考え方でございまして、教育委員会としての

考え方は、ここではっきりしておきますが、推薦入試を受けた生徒が不合格になっても、ほかの学校を受けることは何ら問題がないと、私はそういうふうに委員会としては意思統一をしたいと思っております。

ただ、推薦入試を受ける、受けないという子供たちの意思につきましては、それぞれ千差万別あると思いますので、一律には言えないと思いますけれども、基本的には私は推薦入試と一般入試というのは直接的なつながりはないと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

それでは、そしたら先に進みますけど、私立高校のスポーツ特待、これは推薦制度が中学校間によって推薦基準が違うんですよね。これは何で違うかと、何で統一できないのか、教育委員会執行部が、今さっきも言いましたように4校の校長を集めて、みやま市はこういう方針で行くよというようなことが何でできんのですか。中学校単位で何で条件がばらばらなんです。どうですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

せんだって4校の校長先生にお集まりいただきました。1校は、ちょっと校長先生じゃなくて教頭先生でございましたけれども、しばらく私のほうから御要望を申し上げました。

前回の答弁のときにもお答えいたしましたように、教育委員会としては各学校、小学校も中学校も一緒でございますけれども、校長先生方に「こういうことをしてください」、「できたらこういうことをしていただきたい」ということはできますけれども、命令を発するということは機能的にはできないというふうに私は考えて教育行政を行っているつもりでございます。あくまで校長先生の学校経営の理念に基づいた学校経営をしていただくというのが基本でございますので。

ただ、先日4校の校長先生がお集まりいただいたときに、最後に私がお聞きしましたのは、みやま市内の中学校4校の推薦入試のあり方については、ほぼ同じであるということで御理解をいただきたいという回答を得ております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

今の4校の中学校の推薦の条件が同じであるというように思っている。これは前回3月に言った後に、この推薦入試校内選考基準等を読まれましたか。読まれましたか。全く違いますよ。全く。

教育長、これは今の回答ですよ。各中学校全然違うんですよ。何で同じだと思いますとか、そういう言葉が出てくるんですか。（「ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）3月に言って、そのとき教育長は「検討いたします」と、そういう答えをおっしゃって。検討されておらんじゃないですか。どうですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

検討はさせていただいておるということでございます。

まず、3月の議会の折に推薦入試のあり方について御質問を受けました。御指摘を受けました。4月の最初——先ほど答弁書で答弁をさせていただきましたように、4月の校長会の折に4校の中学校の校長先生に残っていただきまして、私のほうからまず、推薦で落ちた場合についても、同一校の一般入試を受けなきゃいけないという文言は直ちに削除をお願いしますということを申し上げました。そして、ついせんだっての校長会では、4校の中学校の先生、校長先生にお集まりいただきまして、そのときに全部その推薦入試の各学校の要綱を持ち寄っていただきまして、それで検討していただいたということでございます。

だから、議員のお持ちのやつは現在のやつではないんじゃないかということで、これは先ほど指導室長からありましたように、全てもう一度その推薦基準のあり方についての各学校の文章を精査していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

そこから見えますか、平成24年度です。平成24年度ですよ、今年度でしょう。以前のじゃないでしょう。今年度ですよ。

それから、中学校単位でこれは決めるべきものだというような考えですね。これは県のほうはどう言っているんですか。

中学校単位ということで、こういう選考基準は決めなさいと、こういう指導ですか。中学校単位で……。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

特に県のほうからのそういった統一的な指導はございませんと私は認識しております。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

そのとおりでございまして、県の教育委員会のほうは学校単位で決めてもよいし、みやま市として統一して決めてもよいと、どちらでもよいと、こういう言い方なんです。それで、何であえて中学校間でこういう条件が違うんでしょうかと。

例えば、同じみやま市の中学生でありながら、同じことをして、1つの中学では推薦できなかった人、その中学校では推薦できたという状況が生まれておるということを私は申し上げておるんです。

ですから、何で統一できないのか。まずそこを統一しましょうよ。できないんですか。どうですか、教育長。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

統一をすることにつきましては、教育委員会として統一をなささいという指導はやりません。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

非常に残念な言葉ですが、今、本市では、あらゆる面で統合問題があっっていますね。これはどういうことで統合がありよるか。同じみやま市内の学校間の格差をなくしましょうというのが大きな問題でしょう。格差をなくしていきましょと、こういう方針にのって、1つは学校の統廃合の問題がありよるわけですが、今のお答えを聞きますと、そんなのはもう関係ないと、そういう言い分でございますが、教育長、そこら辺はどうなんですか。学校間のそういう条件が違って、学校間でその同じ——悪いことを例えたと。ある中学校で学校態度、例えば眉毛をそったと、推薦できませんと言われたと。片一方の中学校で眉毛そったと、いや、この程度やったらいいよと、同じみやま市の生徒でそんな考え方が違う。

こういうことも含めながら、人数の問題とか教育のあり方について学校間で格差をなくしていきましょとということで今一生懸命やっておるじゃないですか。それをあえて逆行したような考え方なんです、本当にそういうことを簡単に格差の問題をやりませんとか言ってもらえば、非常に腹立たしく思うわけでございますが、校長はこういった流れ、中学校の校長はこういった流れを御存じなんですかね。中学校間、小学校間の格差をなくしていきましょという流れは、中学校の校長先生たちは御存じなんですか。指導してあるんですか。お聞きします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

中学校はわずか4校でございます。この4人の校長先生方は、常に連絡をとり合いながら、そういった格差がないようにということで努力をされていると私は信じておりますし、私のほうからもそれは再三にわたってお願いしているところでございますので、それはこちらが命令することではなくて、各4校の中学校の校長先生方の教育理念に基づいたあり方をやっていらっしゃる。そして、ばらばらではないと私は信じております。必ず連携をとられてやっていらっしゃると私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ばらばらではないと信じておりますて、実際この条件はばらばらじゃないですか。

それから、中学校の校長の理念に基づいてと、それはわかりますよ。理念は理念。平等化を図るといのは図る。これは一線を画してできるものはできるんじゃないんですか。

中学校の校長が2年で交代しました。その理念が変わるんですか。統一すべきところは統一しとったほうがいいんじゃないんですか。格差をなくすべきところはなくしとったほうがいいんじゃないんですかということをお聞きしよるんですが、かたくなにそうおっしゃる。それはやりませんと。格差をなくすことをやらないと、今、明言してあるんですよ。そういうことじゃないですか。条件が違うということは、それぞれで格差があるんでしょうが。理念と、こういう条件といのは、一線を画して考えられるべきものですよね。どうお考えですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

瀬口議員の指摘されることは、少し飛躍しているというか、私は勝手にやりなさいということを行っているわけではございません。4中学校の校長先生方に、私のほうから、こうせい、ああせいということではなくて、お願いをしておるわけでございます。格差があるようなことは、これはなさらないでいただきたいといのは、これは私は言っているつもりでございます。それを瀬口議員のほうは、何か私が格差をそのままほったらかしていいというような、そういうふうな捉え方をされるといのは非常に——私の答弁が悪いのかもしれませんが、私はそういうふうな意味で答弁をしているわけじゃございませんで、4人の中学校の先生方は十分にその格差をなくす、4人で協力して全てのみやま市の中学生のことを考えながらやっというらっしゃると私は確信しておるわけでございまして、それを信じて私は指導しているということでございます。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

口では何とでも言われます。指導をしている——どれくらい指導しているのか。実際、指導してないからいろいろばらばらじゃないですか。もう一遍帰ってこれを読んでくださいよ、この条件。ばらばらですよ。3年間を通じて決めるとか、3年生になったらだめだったらだ

めだとか、ばらばらですよ。よく読んでいただきたいと思います。

それで、私がここで言いたいのは、ここに——これはそちらのほうからいただいた分ですが、この4月に高田中学校の説明書、父母会のほうの説明資料ですね。この中に7番まであるのが県のほうの指導だと聞いたんですね。ここの校内基準というのが中学校独自でやっていると、まずそういう理解でございませうかね。

○議長（壇 康夫君）

答弁はどなたが。藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

その資料につきましては、ちょっと今手元にございませぬので、的確に回答できませんので、この場ではなくて（「見せてもいいですよ。ごらんになりますか」と呼ぶ者あり）この場ではなくて、後日回答させていただくということで御了承いただけないでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

それで、公立高校の受験と私立高校のスポーツ特待は、私はもう分けて考えていただきたいと前からずっと言いよるのはそこなんですけれども、公立高校の推薦受験及び一般受験、公立高校ですね、その結果は公立高校が決めます。その結果についてはですね、合否はですね。

私立高校も推薦受験及び一般受験、その結果は私立高校が合否を決めます。だったら、私立高校のスポーツ特待も私立高校側に決めさせたらどうなんですか。今、言ったことはわかりますか。

公立高校の推薦受験を受けます。一般受験をします。その合否は公立高校側が決めるんですよね。あなたは合格しましたよ、あなたは不合格ですよと。私立高校の推薦試験、一般試験、その合否についても私立高校が決めます。そしたらスポーツ特待も——これは私立のスポーツ特待も私立高校側に決めさせたらどうなんですか。なぜ、わざわざ中学校が、あなたはだめですよとそこで言えるんですかと、私は3月議会から申し上げておるんですよ。なぜなんですか。高校側にもその基準があるんですよ、受け皿にも。何でその前に中学校側でだめだと決めるんですかと私は再三それを申し上げてきておるんですよ。それはなぜですか。どうぞ。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

可否ではなくて、受験することをその私立高校側に決めさせるということでございますか。

推薦受験を受けるか、受けないか、どこの学校を受けるか、受けないかというのは、あくまで中学校のほうが推薦をするかどうかを決めるわけでございますので、それ以上でもそれ以下でもないと思いますが。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

ですから、教育長は私立高校のスポーツ特待の現場をよく御存じない。

推薦を中学校側が決めるよということでしょう。その中に、推薦基準の中にこういったものがあるじゃないですか。「高等学校長が定める出願資格を満たす者であること」とありますよ。

だから、スポーツ特待というのは、順序から言いますと、あるスポーツ大会があっっています。野球大会なら野球大会でいいです。私立高校の監督、コーチ、指導者がそれを見にきます。この子はいいなと、この子をうちの高校にとりたいと、それで中学校のほうに打診をします。この子はどうなんですか、どういう成績ですか、どういう行動をやっていますかと。そして、そこで調査をしていって、高校で、こういう子供ですよと——よくお聞きください。もう二度と言いませんよ。高校にそれを持ち帰って、高校のこの出願基準に満たしたから中学校に、お願いします、ぜひともこの子を下さいと来るんですよ。高校の出願資格に満たしておるんですよ。だから、この子供もぜひスポーツ特待で下さいませんか。そしたら中学校側は、いいえ、この子はだめですと。何でかと、眉毛をそりました、授業態度が悪いです——ですね。高校側はそういうのを御理解した上で推薦基準に合っておるか、出願資格を得ているかどうかを判断した上で、うちの高校はこれでいいんだと、この子はうちの推薦の出願資格に合致しとるんだということで、中学校側に、ぜひとも子供を下さいと来るんですよ。そういうことおわかりですか。わかっていますか。それじゃ、何でそこで中学校がだめだと言うんですか。ですから、私はそれが1つ不思議。

それと、その条件が今おっしゃるように問題行動だということで、条件を校内で決めてあ

るんですね。

この校内基準は、私に言わせれば高校の基準と中学校の基準というのは、中学校の基準が物すごく厳しいんですよ。高校側がうちの資格に合致しておりますと言って子供をとりに来ているのに、中学校の校内基準で、こんな子は、これはだめですよ。だから、この校内基準を私はスポーツ特待においては高校に任せてくださいよと言ひよるわけですよ。それが何でできないのかということ再度お聞きいたします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

高校特待というのは、これはスポーツ特待というのは、推薦で受けさせるということで（発言する者あり）だから、推薦ということであれば中学校としては推薦できないというのは、これは中学校のそれぞれの判断でできるんじゃないかと思います。

だから、どうしてもスポーツ推薦じゃなくて、その高校に行ってしかるべきスポーツをしたいと思う生徒がおれば、一般入試では、これは自由に受けられるわけでございますから。

○議長（壇 康夫君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

今のですが、非常に問題発言だなというのが私は思いますけど、そういうことでどうせ一般受験でもいくんでしょ。高校側が一般受験生とったら、それはとるんですよ。だったら、最初から向こうが下さいと言ひよった子を気持ちよく送り出したらどうですか。

もうちょっとあんまり時間がないから、教育長、またこの件については、またゆっくりさせていただきます。次回、さらにその次も、間違っているということをお認識してください。公立高校の推薦基準も間違っておったんですよ。私立高校のスポーツ特待の推薦基準にも間違いがあるんじゃないかということで討論してください。

今言っているのが、市民がどう判断するか。どちらの言い分が正しいのか、市民に判断させたいと私も思いますので。ちょっとこれで終わりますが、次、ゆとり教育のほう……。

○議長（壇 康夫君）

先ほどの県のほうは、答弁いいですか。

○5 番（瀬口 健君） 続

それはもう後でいいです。時間がないからですね。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、次に行ってください。

○5番（瀬口 健君）

ゆとり教育、これもちょっと時間が余りないんですが、これは、こういう言い回しするけど、どうですかね、必ずしも実施しなくていいというようなことでいいんですかね、どうですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

御指摘のとおり、この土曜日の授業については、必ずしも実施をする必要がないと考えておりますが、学校によりまして、どうしてもということであれば、その理由を十分に勘案しまして、許可することにもなると思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

いずれにしても、土曜日の休日はもう定着をしておりますので、この通知文のように、実施するに当たっては保護者、関係の各団体への十分な説明、周知をお願いして行っていただきたいというふうに思います。

これもできれば、私はやりたいという学校じゃなくて、みやま市ならではの教育というものを前回からずっと言われておりますが、何でも何でばらばらにやらせるのかと、私は不思議でなりません。そこら辺、御指摘をして、この次もまたゆっくりやらせていただきますので。

2問目に入りたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。あと2分ですので。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

ちょっと興奮して、時間をとり過ぎてしまいまして、2点目の宿泊施設について質問させ

ていただきます。

これは、前の議員からも質問がありましたので、幾分重複するところがあるかと思えますけど、私なりに質問をさせていただきます。

この件については、宿泊施設の必要性についてとしたほうがよかったんじゃないかなと、通告後、そう思ったところがございますが、本題に入りますけど、みやま市になって5年半、この間、九州の中の一つの市として、九州の各自治体や各種団体等々との交流を図る会合、開催など果たすべき役割があったんじゃないかと思えます。

しかしながら、残念ながら、宿泊施設がないために、やむなく近隣市を利用されているんじゃないかと察するところがございます。また、各スポーツ大会、平家伝説、花火等々のイベント、観光客等を含む来客数を考慮すると、宿泊施設を設けても、ある程度成り立っていくんじゃないかという見通しがついておると私は思っております。

宿泊施設があるかないかでは、本市の発展が大きく左右される重要な課題であると思えますが、市長の御見解をお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議長にお聞きしますが、答弁は時間超えていいんですか。

○議長（壇 康夫君）

答弁、この場合は全部読み終わるまで結構です。

○市長（西原 親君）

その間は答弁したいと思います。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○市長（西原 親君）（登壇）

瀬口議員の宿泊施設についての御質問にお答えをいたします。

九州市長会や福岡県市長会、教育長会等については、全国大会や九州大会の事業が計画されており、県及び市町村の回しとなっております。

過去において、開催地に選出されたこともありますが、参加者を受け入れることができる宿泊施設を持たないみやま市は、隣接する市に開催地をかわっていただいたという経過が

あります。そのほか、大きなスポーツ大会等も開催されていますが、宿泊は他の市や町になっているのが現状です。

食事、お土産に比べ、宿泊費が一番の収益になる場所ではありますが、宿泊施設がないため、みやま市は各種大会において一番大変なお世話だけをしている面があります。

みやま市観光協会では、福岡都市圏など、市外からのバスツアーの計画も行ってありますが、日帰り中心の旅行計画や宿泊を伴うものは、柳川市や筑後市にお願いをしている現状があります。

現在のみやま市の観光は、柳川市のように一年を通して集客できるものがなく、経済効果を上げるためにも宿泊施設は必要と思いますが、そのあり方については今後の検討課題であると思います。

この宿泊施設というのは、この近隣の市町を見ても、ほとんど公的公共利用でやっているところはないわけでございます。ほとんどが民間施設でございます。ところが、この民間施設になりますと、このみやま市で通年を通して観光客、あるいは来客があれば、恐らく民間の方も考えて宿泊施設をつくらせようと思いますが、なかなか先ほど近藤議員の質問にもございましたように、かなり多くのいろいろなイベントはありますが、それも単発的で、一年を通して全て集めても40日もあるだろうかというようなことになりますので、あとのほうは来客がない、宿泊客がないということになれば、どうしても民間はつくらない。

また、公共事業でやっておっても赤字が出るということで、非常に私も苦慮いたしているところでございます。

したがって、柳川の川下りみたいに、みやま市もそういった目玉の観光資源を開発してつくる必要があるのではないかと思います。

それで一番いいのは、やはり清水をフルに活用する。例えば、これは私の非常に個人的な意見でございますが、みやまインターができました。そこからケーブルカーを回して本坊庭園と、それから何ですか、何ですかね（「三重塔」「清水」と呼ぶ者あり）花です。（「ぼたん園」と呼ぶ者あり）ぼたん園ですね、本坊庭園とぼたん園にとまると、それから清水寺にとまると、それで最後は何ですか、大観峰に行くというような、思い切った、そういったことをすれば——それはお金も要るかもしれませんが、非常にみやま市は大きな目玉となって、春は桜、そしてインターでおりに本坊庭園まで歩いていこうという人もおろうし、本坊庭園からまた清水寺まではケーブルカーに乗ろうとか、あるいは展望台まで行ってみよう

というようなことで、思い切ったことをしないと、なかなか通年の観光客を呼ぶということは非常に難しいと思いますので、何とか本当にプロジェクトチームをつくって、清水観光をどのように開発していくかということを考えてみることも一つの案ではないかと思います。

ただ、濃施山公園とか、それから県南公園というのは、これは人工的につくった観光施設でありまして、なかなか人工的につくった観光施設というのは長続きはしないし、そう人を引きつけるものでもないと思いますので、やはり一番いいのは、清水を今後どのように利用し開発していくかということが大きな観光資源につながる、観光客の集客につながるのではないかと私は個人的に思っておりますので、いずれにいたしましても、どのような観光資源を開発していくか、そしてどう一年中観光客を呼ぶかということプロジェクトチームをつくって検討する必要はあると思いますので、そのようなことも考えているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

これにて一般質問を終わります。

ここでちょっと皆さんにお諮りしたいと思いますけど、休憩なしで続けていきたいと思えますけどよろしいでしょうか。もし、トイレ休憩が必要であれば。（「ちょっとだけ休憩しましょうか」と呼ぶ者あり）必要ですか。

じゃ、最短で5分で休憩だけさせていただきたいと思います。

午前11時35分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて議会を再開していきます。

続けて、17番牛嶋利三君、一般質問を行ってください。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

議席番号17番牛嶋でございます。私は通告をしておりました3点についてお尋ねをいたします。

まず、1点目の高柳地区内の公有地有効活用についてでございますけれども、3.11、いわゆる去年の東日本大震災による福島第一原発事故がございましたけれども、それ以来、原発立地自治体以外の全国の自治体でも脱原発運動というようなことで進んでおるところでございます。そのような中、原子力にかわる大規模な太陽光発電施設設置、あるいはそのことに

対する研究が大変大きな問題となって取り組みが全国で進んでおるところでございます。そのような中、本市におきましても、株式会社みやまエネルギー機構ですかね、そのような名前の会社が設立をされたということでございます。このことは大変喜ばしいことでございます。また、この土地は合併以前の旧瀬高町当時から塩漬けになっていたと、そのような土地であると言っても決して過言でない公有地であったと思っております。そこに今回、太陽光発電施設が設置されるということでございますが、このことは大変待望久しかった企業の誘致等々にも効果があり、公有地の有効利用の原動力となったと思っております。

そこで、具体的事項①として、地元区からいわゆる高柳地区でございますけれども、要望について条件整備を付した書面が届いているということでございます。その内容と具体的事項②で示しておりますけれども、公有地の管理者である市として、その対応策をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

牛嶋議員の高柳地区内の公有地活用についての御質問にお答えをいたします。

1点目の地元地区からの要望についてと、2点目の公有地の管理者である市としての対応策を聞きたいにつきましては、関連するものでございますので、まとめて答えをいたしたいと思っております。

地元からの要望は平成24年7月13日付で新堀対策委員長、高柳1区長、前高柳1区長、高柳2区長の4名の連名によるもので、5つの要望がっております。地元からの要望の趣旨は、メガソーラー設置による健康に対する安全対策であります。要望に対するみやま市の基本的な考えとして、みやま市は発電事業者に対し土地を貸与するものであり、安全対策等の措置は事業者が講じるものであります。ただし、みやま市は土地の貸し主として事業者が法令等を遵守するように指導すべきあると考えていますと回答をいたしております。

では、各項目の要望事項と市の回答についてお答えをいたします。

1つ目は、健康に影響がないように、電磁波、電磁界、ペースメーカー、騒音、大気熱風、竜巻、景観等について十分配慮しながら地元と協議し、地元の意向に沿って実施することという要望でありました。市の回答として、地元の方々が不安を持っている事項について、地

元の意向を踏まえて事業が進められるよう、事業者に対して指導していくと答えております。

2つ目は、平成21年11月20日付の覚書の緑地について、東より来ている道路を西の堤防まで延ばし、道路の南側にソーラー設置帯、北側に緑地帯を設置することという要望書であります。市の回答といたしましては、道路の設置は考えていない。緑地帯については地元の意向をくみ取り設置するよう事業者に伝えると答えております。

3つ目は、地元住民に対し希望があれば人間ドッグの無料実施をし、がん、脳腫瘍、白血病等の調査をし、その関係を調べていくことという要望でありました。市の回答といたしましては、メガソーラーが原因で健康障害の発生の疑いがあれば、地元の意向をくみ取り事業者と市の責任で対策を講じると答えております。

4つ目は、メガソーラー設置により健康に被害の症状が出た場合は、速やかにみやま市が責任を持って対応し、補償することすることという要望でありました。メガソーラーが原因で健康被害があった場合は、事業者と市が責任を持って補償すると答えております。

5つ目は、メガソーラー設置に対してその他の問題が発生した場合は、みやま市が責任を持って地元と協議し、地元の意向に沿って解決を図るという要望でありました。市の回答といたしましては、メガソーラーが原因により諸問題が発生した場合は、事業者と地元が協議し解決を図られるよう事業者に対して指導すると答えております。

以上の内容が地元の要望と市の回答であり、牛嶋議員の御質問の回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

このことでは先月の24日ですかね、例月全員協議会において当然執行部からの報告ということで、市長から報告をいただいたところでございます。その報告の終了後ですね、副議長でもある河野議員のほうから、地元区の皆さんが大変心配をしておられるというようなことで、よろしく頼むというような意味合いの意見があったと思っております。そしてまた、きのう実は河野議員のほうから写真入りでございますけれども、一つの文書が参っております。メガソーラー発電事業は、まだ二、三年しかたっていないので、安全だと言われましても安心できない。私たちは20年、30年、将来にわたってここで生活しなければなりません。将来

被害が出るかもしれませんので、不安があります。皆さんの御理解をお願いいたしますというような内容の文章をいただいたところでございますけれども、きょうはまた地元区の皆さんも傍聴に見えておりますし、河野議員からそのような内容もいただく中で、当然、河野副議長として地元を思うという気持ちは切々とわかるわけでございますが、私もこれは議会の議員として引き続きこのことに質問を続けさせていただきたいと思っております。

高柳この4区でございますが、高柳新堀対策委員長、高柳1区長、それから、前高柳1区長、前の区長さんだと思いますけれどもですね、高柳2区長の4名の連名による5つの要望があっております。

まず、高柳新堀対策委員長というようなことでございますけれども、何のための対策をする委員会なのかがちょっと不明でございますので、設置されているこの対策委員会、それから、また2つ目でございますけれども、平成21年ですね、何年か前の11月10日付、覚書とあるわけでございます。何をするための覚書なのか、この2点についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

まず、どういう対策委員会かということではありますが、メガソーラーの設置に対して、やっぱり住民の方たちが健康不安を感じているので、具体的に市とお話し合いをしていきたいということで設置されているものと理解しております。

それから、平成21年11月10日で地元とみやま市で締結されてある内容であります。表題は西部地区公用地の企業用地整備に関する覚書という内容であります。内容といたしましては、1、用地整備において集落側に緑地を設けることを基本に地元と協議を行うということであり。2番目に、公害の発生のおそれのある企業は誘致しない。3番目に、企業を誘致するときは地元と事前協議を行うというのが覚書として締結されております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

メガソーラーがそうしたいろんな問題があるのかどうなのか、ちょっと私も不勉強で大変

申しわけございませんけれども、このことはまた後ほどお尋ねいたしますがですね、まず、今回の太陽光発電計画のこの土地でございます。これは当然市が所有する公有地でございます、高柳地区の位置、この区有地ではないわけですね。今回、メガソーラーというようなことでの事業計画に対しまして高柳4区からの質問が出たり、あるいは再質問というようなことで提出されておるわけでございますが、このことに対して平成24年8月16日ですね、市からは平成24年7月13日付の高柳区からの今度は要望というようなことで、再質問じゃなくて要望というようなことで、このことに対する回答として5つの項目についてただいま市長から答弁いただきましたけれども、そのことが回答されているというようなことでございます。今回の事業計画は、株式会社みやまエネルギー機構という会社が事業主体の主でありまして、高柳地区から市へ提出される、そうした再質問だとか、要望だとか、そのような形にはならないというふうに思っておるところでございます。再質問というような形の中で、なぜ、今度高柳地区への回答が要望に対する回答というようなことで示されておるのか、この点もちょっとお尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

まず、土地に対する市の考え方については先ほども市長が述べましたように、市の土地であるので、やっぱり自由に使用されるべきということは市も考えておりますし、ただ、そのような、平成21年11月に締結されております覚書並びにやっぱり市の土地を貸すということでもありますので、地元の方たちに配慮した進め方で事業が実施されるように望むということは基本的には必要ではないかというふうに考えて、地元の方たちの要望に対するお答えをしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

質問は何ですか。1回目の質問があったことに対して、今度は再質問というようなことで提出されているようですよ。そのこともお答え願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

再質問ということは詳しく内容を聞きたいということで、当初の質問については例えば、竜巻が起こるや、大気熱風が起こるや、メガソーラーによる高周波の問題でいろいろ心配であるということを当初質問があつておったわけです。そういうことについては、市としてはそういうことはありませんよということでお答えしておったわけですね。そういうことの中から具体的にやっぱり次の協定書の問題を出していかれて、こういう緑地等を設けるということで市と協定を結んでいったのではないかとということで要望書が出ているというところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それが再質問ということで、再質問に対する回答が要望書と、要望書に対する回答というようなことで出ているということで理解してよろしいですか。（発言する者あり）はい。

5つのこの要望の中で、今回のみやまエネルギー機構さんがメガソーラーの設置をされるわけでございます。このことに対して今、市長のほうから御回答いただいた部分で、大気熱風や竜巻、そのようなものを引き起こすなどの環境を破壊するというようなおそれがある、あるいは人間ドックで健診をしなければならないような、本当にがんとか、あるいは脳腫瘍だとか、白血病だとか、そのような種の人体、いわゆる健康に被害の症状が出るような悪い影響があるというようなことでしょうか。その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

市としては、そういうことはないということでお答えしております。ただ、地元の方としては、まだ太陽光発電が設置されて期間的には余りないから、将来例えば、20年、30年、そういう遠い将来に、そういうことも、科学的に解明されていないこともひょっとしたらあり得るかもしれない、そういうことで心配された内容であります。基本的には市としては、先ほど申し上げましたように、そういうことはないんですよ、そういうことで全国の屋根とい

うんですか、個人の住宅の屋根にも取りつけてあるし、国もそういう政策を推進しているということで、私たちはないものと考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、坂本部長の御答弁いただいた中で、やはりそのような環境を著しく阻害するような、そうした施設でもないし、人体に影響を及ぼすような、そんなこともないですよというような御答弁をいただいておりますけれども、そのようなことであれば实际的に例えば、事業者に指導をするだとか、市と責任を持って対応するだとかというような御回答をやってあるわけですが、そうしたことがなければ、本当にそのような回答を出す必要があったのかというふうに思うわけです。

それから、先ほど坂本部長がおっしゃいましたように、現在、これ本市に限らなくよその自治体でもそうだろうと思っておりますが、個人各戸での太陽光発電の設置、いわゆるメガソーラーですね、そのようなことについて補助を出してその設置を推進しておるといふところでございます。現時点で本市において設置の補助を出しながら推進しておるところでございますが、現時点でどのくらいの御家庭でメガソーラー設置をしてあるのか、その点をアバウトでいいですから、ちょっと教えてください。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

昨年度で約70台、今年度で約72台ですね、補助を受けて設置されております。それ以前についてはちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

そしたら、現在、この140台、そして、以前はちょっと未知数だというようなことでございますが、そしたら、ただ単に補助を出されて去年からの70、ことしで72基、設置されてい

る市民全体の皆さんが今回の高柳地区からと同じような内容の条件、あるいは要望を提出されたとしたらどのように対処をされるのか。また、高柳地区からの要望に対する回答の内容を私なりに精査をさせていただきましたけれども、心配されている、そのようなことが現実には起きたというようなことを心配されて、市のほうもそのような回答をされたんじゃないかというふうに思いますけれども、ちょっと言葉は悪うございます。言いかえれば、そうした多くの設置をされた市民の皆さんに対して将来にわたって悪い影響があるかもしれない、そう思いながらもメガソーラー設置に市民の皆さんに対する推進をしているということになるんじゃないかなというふうに思います。この点について御回答ください。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

この事業というのは国、県がやはり指導している事業でございますので、また、今回、このメガソーラー設置については、全国至るところで設置があるんですね。そういう中で、太陽光パネルが医学的にも科学的にも白血病だとか、がんだとか、豪雨だとか、そういうのが解明されていない状況でございます。そういう中で、じゃ、将来にこういう問題が発生したということになれば、国、県も当然私は責任があるのではなかろうかなと思っております。ただ、今回の事業については土地がみやま市の土地であるということでございます。それを貸与すると、賃借するというところでございますので、みやま市としては市民の皆さんの安全・安心の確保、安全・安心のまちづくり、そして、生命、財産を守るという観点から、事業者に対してはやはり安全・安心のための指導をしていく必要があると、そのように私自身は考えているところでございます。

それから、太陽光パネルの設置についての補助金でございますが、ことしはもう既に底をついておりまして、市民の皆さん方から増額を要請されているのが実態でございます。もう既に早くなくなっております。そういう状況でございますので、そこら辺も勘案して、今後予算化を進めていきたいというのが現時点では市の考え方でございます。

私は白血病だとか、がんだとか、そういうのが本当にあり得るのか、何か証明されていないということで考えておりますし、メガソーラーのメーカーにもいろいろ勉強に行ったりして尋ねてみましたけれども、そういうことは一切ございませんというのがメーカーの見解で

はございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、副市長、御答弁いただいたとおり、それがまさに推進する側の市としては本当の意味だと思えますし、そのようなことはないというふうに私も思っております。特に本市では旧三池炭鉱跡地の高田の部分では、本当に日本一だと言ってもそれこそ過言ではないような大規模なメガソーラー設置の工事が進んでおるようでございます。本当に高柳地区の皆さんが示されておるような内容としたら、これはその地域だけの問題じゃなく、みやま市のですね、高野副市長おっしゃるように、やはり安全・安心、そうした市民の生活を十分指導していく立場の市として、本当に何と申しますか、一大事ごとだとして取り上げなければならないこととありますから、そのようなことは絶対ないというふうなことで、今後もこの関係については取り組んで協議も行っていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど市長からの答弁、この内容、答弁書いただきましたけれども、私の質問で具体的事項②でございますけれども、公有地の管理者である市としての対応を聞きたいというふうなことで通告をいただいておりますけれども、これは答弁は高柳地区で、先ほど坂本部長もおっしゃられたとおり、質問に対する要望というようなことに対する回答というようなことで出されております。河野議員からいただいておりますけれども、全くそのコピーをいただいたものと一緒でございます。ですから、通告した私の質問者側としては、到底納得できるような内容の答弁ではないというふうに思っておるところでございますが、私がこの質問に対する答弁をいただくとすれば、御回答いただいております3つ目と4つ目、ちょっと見ていただきたいと思いますが、これは事業者と市の責任で対策を講じると、あるいは事業者と市が責任を持って補償をするとあります。これは今から株式会社みやまメガソーラー機構ですか、この会社さんがですね、絶対これあってはいけないことですが、もしものこととございますけれども、この会社経営そのものに対する大きな支障を来したというようなことを考えれば、その場合、この株主はほとんどが本市のみやま市民であると思えます。そのような補償を事業者と市でお願いしたいというようなことも考えられなくはないわけですね。ですから、そのようなことにならないように地元地区だとか、そうした高柳地

区ということであっても、そのような要望や、あるいは質問には、ちょっと傍聴をされておりますけれども、言葉が悪うございますけれども、これは完全に無視をして、今出ている、あるいは回答されておる、このことに対しても回避をしていただきたい。無効というような形で回避していただきたい、このように思っております。

また、本市では現在、これ議会にも各定例会の中でも御報告いただいておりますが、本市におきましては、現在、柳川、みやま、この2市に置く、一部事務組合で運営しておりますけれども、有明葬斎施設組合、いわゆる有峰苑でございますけれども、この施設も大変老朽化に伴う建てかえというようなことで、場所等が今、委員会まで設置されて模索されておるようでございます。あるいは一般廃棄物の焼却場でございますが、これも老朽化に伴う建てかえというようなことで場所等も含めた、この協議を両市で委員会を設置されて協議検討に入ったというようなことの報告を受けておるわけですね。そしてまた、今後も引き続き本市では企業誘致というようなことで、これは西原市長も5年前からぜひこうしたことによる企業を誘致して、雇用も図りたいというようなことを言ってきていただいております。今後はそうした企業の誘致、あるいは市全体の中で再開発等を進めていただくというようなことではございますが、そのような中、今回のような一つの例をつくっておけば、本当に大変な支障を来す、そのようなことになるんじゃないかなというふうに思うわけですね。ですから、今後はそうした今までの昔からの流れがあるとしても、執行部だけの問題ではなく、何か問題があれば即議会に来るわけですから、やはり執行部だけで対応することなく議会とも相談しながら、問題のないような対応をやっていただきたいと思っております。

まだほかにも質問を準備しておりますので、市長からこのことに対するお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいまの牛嶋議員のお考えを聞きました。やはり何をすることにおきましても地元の住民の皆さん方の理解を得るといことは極めて重要なことだと思います。ただ、どちらも余りにも行き過ぎたことはやっぱりお互いに慎んで、どうしたら一番市の発展のためになるかということをお互いに考えていかなければいけない時代になってきているのではないかと思いますので、市といたしましてもできるだけ公害のない企業を誘致する、例えば、私はメガソー

ラーはほとんど公害がないと。というのは、全農という組織がありますけど、全国農業協同組合というのがあるんですけど、農家のハウスに全部メガソーラーを設置するということが新聞に載っておりましたので、恐らく至るところ、メガソーラーは農地にも、それからまちにも全部つくと思います。そうなった場合は、やはり専門家が本当に公害があれば、国も、それから県も市もやっぱり専門家にきちっと聞いて、本当に公害があればやめるべきだけど、今のところは全くそういうことはないとは私は確信いたしておりますので、高柳の皆様方にも十分説明しまして、そして、緑地はやはりこれはつくるべきだと思いますので、高柳の皆さんが納得できる緑地をつくって、そして、お互いに気持ちよく企業誘致を進めていきたいと。そのほかの場合も今、牛嶋議員おっしゃるように、葬斎場、それから焼却場、それから企業、全部お互いに市と議会と市民とよく話し合っ、そして、できるだけお互いに譲り合い、お互いに理解し合っ今後進めていかなければ、みやま市の発展はないと思いますので、そういうつもりでひとつやっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

きょうは本当に大変忙しい中に河野副議長からこうした高柳の皆さんに対する傍聴を依頼されたというようなことで、きょう傍聴いただいておりますけれども、余り言いたくはございませんけれども、最後に一言だけですね。

市長のほうから当初の計画としては市が所有者としてその地賃と申しますか、貸与される金員が20,000千円ぐらいを予定されておった。それが、やはり相当数の面積が減ったということで15,000千円ぐらいに、5,000千円ぐらいの差額が出たというようなことを聞いております。今、市長おっしゃいますように、当然地域の皆さんと、もちろんこれは問題がない、いろんな環境破壊もない、健康にも問題がないというような事業を推進していただくというようなことですが、当然、高柳地区の皆さんにもこのことを十分御理解いただいて、少しでもそのスペースがですね、緑の部分は別として有効活用できるような御理解と御協力いただけるような協議を今後も進めていただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、2点目を質問させて……

○議長（壇 康夫君）

答弁いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、続けてどうぞ。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

次、2点目でございますけれども、国道443号バイパス有富地区の交差点の渋滞についてというようなことでございます。

新消防庁舎が建設計画をされておりますけれども、新庁舎の建設が平成26年を目指して今定例会にも用地造成工事費として補正額が示されております。計画地一帯の朝夕の渋滞は大変な状況でございます。現在でも相当な渋滞がある中で、2年後の消防庁舎が完成時ですね、消防、あるいは救急活動等に緊急な対応ができるのか大変危惧するものでございます。その対策としての御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、国道443号バイパス有富交差点の渋滞についての御質問にお答えをいたします。

消防救急車両の通行対策についてでございますが、新消防庁舎建設計画において関係機関と協議をいたしまして、消防自動車、救急自動車が緊急出動する場合、消防庁舎敷地前面のバイパス道路への進入を確保するため、緊急車両の出動動線に係る道路に車両等の停止禁止部分の区画を設置するように計画をいたしているところでございます。また、緊急車両が出動する際は周囲の通行車両等への出動する旨を告知し、事前に認知させ、速やかな出動を可能とする目的で敷地出入り口の東西の2カ所に大型文字表示タイプの出動表示板の設置を計画いたしております。

バイパス道路へ進入し、道路等を緊急走行する際は法令に基づきます要件として、サイレンを吹鳴し、赤色警光灯を点灯しての走行となるところでございます。

災害現場への緊急走行につきましては、今後も交通事故防止等には十分留意し、消防の任務遂行に努めていく所存でございます。

また、新消防庁舎運用開始に合わせまして、みやま市消防署警防規程に定めております警防計画の見直しを行い、火災等の災害が発生した場合に出動経路を含めた最も効果的な活動を行い、被害の軽減を図る方策を事前に策定し、整備する予定でございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

この問題は、以前、隣の上津原議員からも何月議会でしたか、質問があつておつたかと思つております。

また、もう1点の通告しております質問もございますし、残りの時間も随分少なくなつてまいりました。また、新消防庁舎建設は冒頭申し上げましたとおり2年後の開所というようなことでありますので、今回はこれぐらいにいたしましてですね、答弁書もいただいておりますので、12月議会に改めて再度質問をさせていただきたいと思つております。

ただ、現在の渋滞の状況をよく見ておいていただきたいと思つております。今月の9月9日ですかね、沿岸道路の中島から徳益までの開通が予定されておるとは思いますが、供用開始されたなら、さらなる今まで以上の渋滞が予想されると思つています。ぜひ、そうした現場をですね、消防長には大変忙しい中ではございますけれども、見ておいて、答弁いただいた以上の対策を講じる必要があるかもしれませんので、よろしく願いをしておきたいと思つています。

3点目の質問をさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

はい、どうぞ。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

3点目でございますけれども、九州北部豪雨災害後の対応についてというようなことでお尋ねをいたします。

7月13日から降り続きました豪雨は、福岡県、大分県、そして熊本県と本当に九州各県をまたいで大きな災害をもたらしました。そして、翌14日朝には矢部川や分流する沖端川ですね、そうした堤防の決壊によりまして隣接する八女市や柳川市の被害状況は大変甚大なものであったわけでございますが、この被害状況だけが大きくテレビや新聞等、各メディアで報道されておりました。本市では何もなかったような感じの状況で放送されたわけでございますけれども、本市でも本郷地区におきましては、御案内のとおり堤防決壊による甚大な被害をこうむつたわけでございますけれども、今回豪雨により被災をされました多くの市民皆様に対し、まずもつて本席をかりまして心よりお見舞いを申し上げますとともに、その一日も

早い復旧復興には市御当局と私ども議会が一体となって被災者支援のため全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておる次第でございます。

なお、現在でもその普及復興作業にはボランティアの人を含めた大変多くの人々の御尽力をいただきながら普及に向けた活動をしていただいておりますけれども、今回の水害では多くの反省すべき点が見されたようでございます。そこで、あつてはいけないわけではございますけれども、まず、今後いつ及ぶかわからないこの有事に向けた改善策について、今後どのような対策対応の見直すべき点を生かされていくのか、また、お考えになっておるのか、お聞かせを願いたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ただいまの牛嶋議員の質問にお答えをいたします。

まず、今回の豪雨により被災された市民の皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。市といたしましても被災者支援のため全力を挙げて取り組みを行ってまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、九州北部豪雨災害後の対応についての御質問にお答えをいたします。

今回の災害の対応等につきましては、十分な総括を行い今後を生かしていくこととし準備を進めているところでございます。しかしながら、今、現在においては、被災者支援等の業務を行っているところであり、災害対応の総括を行うところまで至っておりませんので、現時点までにおける反省点及び問題点について報告をさせていただきます。

災害に関しましては、自助・共助・公助ということが言われますが、人命を最優先に考慮する必要があり、第一に自助が上げられると考えております。市としましては、雨量や河川の状況などから判断し、避難勧告及び避難指示を発令いたしました。今回の災害においては、避難がおくれたことにより道路が冠水している中での避難や孤立状態となり、消防職員や消防団により救出されるという事例が発生をいたしました。まずは、自分の身は自分で守ること、つまり、市民みずからが早目の避難を心がけることが必要で、常日ごろから災害に対する危機感を持って対応してもらうことが不可欠であり、引き続き災害時の対応について啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、共助でございますが、今回の水害を受けて改めて地域防災力の重要性を認識してい

るところでございます。これだけの災害で本市の区域内において幸いにも死者が出なかったのは被災地域の防災力の高さだったと感謝いたしております。本市においては平成23年度から福岡県の補助事業により、また本年度から単独事業として、自主防災組織の設立支援を行っております。この事業を通じて地域防災力向上の取り組みを図ろうとしていた矢先の災害でございましたが、新たな問題点も踏まえ、今後も引き続き地域防災リーダーの育成と自主防災組織の充実に向けて取り組んでまいりたいと思います。また、高齢者や障害者を抱えるなど自力では対応できない災害時要援護者については、家族はもとより地域での手助けが必要であります。災害時要援護者支援プランとリンクしながら、自主防災組織への情報提供と共有化を図り、非常時の防災体制を地域でつくり上げていただくことを念頭に支援を行ってまいります。

最後に、公助でございますが、まず、避難所に関しましては、現在、あらゆる災害を想定した上で最善と考える市の公共施設を避難所として設定しておりますが、災害の種類によっては適切と言えない避難所が設定されている地域があるとの指摘もいただいております。避難所を災害の種類に応じて個別に設定するとなると、非常時には余計に混乱を来すことになるかもしれないと危惧しているところであります。今後は地域住民の皆様のお聞きしながら、慎重に避難所を選定する必要があると考えております。避難所といたしましては、民間の施設を初め、県や隣接市の施設への避難など、行政の枠を超えた検討も必要であると考えております。

次に、情報報伝達に関しましては、防災無線（みやまコミュニティ無線）が本年6月から運用を開始しているところでございます。コミュニティ無線の活用で市民の皆様への情報伝達が十分であるとは考えておりませんが、一斉に情報伝達を行うことができるという点では有効な手段であると考えております。緊急時にはみやまコミュニティ無線のほか、消防団等の広報車による情報伝達を行っておりますが、聞こえにくいなどの御指摘もあるため早急な改善が必要と考えております。具体的には、コミュニティ無線の子局の増設や防災ラジオ、個別受信機の増台など、費用対効果を考慮しながら、今後、検討してまいりたいと思います。また、情報伝達手段として携帯電話各社と契約し、防災メールを送信する防災エリアメールなど、今後、さまざまな情報伝達手段の活用も模索してまいりたいと考えております。

続きまして、災害対策本部の対応に関してでございますが、市としましては可能な限りでの対応を行ってきたところでありますが、十分でなかったところも多々あると考えておりま

す。今回の災害を教訓に今後に生かすため、市民の皆様の御意見等もお聞きし、地域防災計画の見直しが必要なところは見直し、安全・安心なまちづくりに努めてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

本当に先の九州北部豪雨というようなことで、大変な被災を受けられましたけれども、本当に早いものでそれから50日になるわけですね。先ほど答弁いただきました中でも、本当に地域の皆さんが地域防災リーダーというようなことでの育成も今後考えておるようでございますが、幸いにも本郷地区では消防団ならず水防団というような組織が結成されておるといふようなことで、本当にありがたいことで最小限の災害のあれでとめられたというふうにも思っておるわけでございますけれども、本当に今回の災害では全国から大変多くのボランティアの皆さんが来ていただいて、被災された現場で大変な御尽力をいただいたわけでございますけれども、聞くところによりますと、私も随分、これは市内では飲食ができないなというぐらい、私が知らない方も当然議員というようなことで知っておられるわけですね。本当に自分の金を出して食事にいっておっても、ようのうのうと今ごろ議員しておって、酒どん飲んでさるいてというような話をされるわけで、本当に苦しい思いをするわけですが、やっぱり被災された方からすれば、そのような思いでいっぱいだと思いますけれども、反省すべき点が、自分たちが、実際に被災された皆さんがおっしゃるのには、的確な指導ができる人が少なかった。今回は名前を出して大変僭越でございますけれども、区長さんが2名ですね、浅山区長さんですか、それから中原区長さん、この方あたりが主となって現地での指揮をとっていただいていたようでございます。

今後はそうした防災に対する地域のリーダーを育成していただくというようなことでございますけれども、本当に的確な指揮ができる人が少なかったというようなことで、例えば、女性の皆さんお話を聞けば、単純なことなんです、お手洗い等の用便ができなくて、遠くの運動公園まで行って用を達したというようなことで、日ごろだったらそうでもないような話なんです、そうした本当に被災された現場の中で痛切な思いでのお話をいただいたわけでございますけれども、そうした大変だった苦労話を聞く中で、反省すべき点はたくさんあるというようなことを感じたわけでございます。また、そのようなことを聞いたことは、今

回の災害の中でほんの氷山の一角、一握りの指摘といいますか、そうした見直す一つの材料の参考になるようなお話を聞いたというふうに思っておるわけですが、たくさんのそうした反省すべき点があるかと思えます。特に今回の九州での豪雨災害による部分は連日連夜、テレビ等で経過後の日にちもたつわけですが、やっぱり生々しさが残っておる部分、そうしたことも含めて放映をされております。本市においてもぜひまたこのことを十分な参考とされて、防災に対する意識高揚を図っていただきたいと思うわけでございます。

この問題は、私がトップバッターというようなことで質問させていただいておりますが、質問通告書を見れば、またほかの議員も随分質問の準備をされておりますので、ネタ残しと言っちゃなんですが、これくらいで終わりたいというふうに思っておりますけれども、意を尽くせませんけれども、今回のこの災害、あるいは被害を教訓に防災計画の見直しをしていただくことは当然でございますけれども、災害に強い安全で安心な本市みやま市づくりにさらなる御尽力をいただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

はい、お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩いたします。午後からの再開は13時30分を予定したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後 0 時 35 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて議会を再開していきます。

続きまして、6番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。最初、7月14日に豪雨によりまして被災された方々に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興を祈念いたします。

それでは、議席番号6番川口正宏です。きょう最後の質問となりましたが、私も古い人間でございますので、筋の通らないことを申し上げるかもわかりませんが、最後までよろしく願いいたします。それでは、早速質問に入らせていただきます。

現在、全国的に少子・高齢化の波が押し寄せております。特にみやま市におきましては、高齢化率30%を超え、県下でもトップクラスの高齢者のまちとなりました。少子化についても、平成20年度からは2つの小学校で複式学級を余儀なくされており、昨年度には1つの小学校に4クラスしかない学校が誕生しました。このように少子・高齢化の時代を迎えたみやま市としては、少子・高齢化対策は喫緊の課題であります。今後、医療や介護などの福祉関連の費用や学校の再編に伴う財政負担がますます増大してくるのは目に見えております。

しかしながら、高齢になっても皆さんに健康で幸せな生活を送っていただきたいと思えます。そのためには、生きがいが重要です。第1次総合計画の中でも、第3章笑顔があふれるまちづくり、その中の3番目に生涯現役のまちづくりの推進の中で、高齢者のさまざまな経験や豊富な知識を生かした就業機会の拡大に努め、高齢者の生きがいを支援しますとあってあります。

そういう中で、7月末にシルバー人材センターより事業運営のための支援要請の陳情書も提出されております。その中で、国の事業仕分けによる補助金が削減されたため、シルバー人材センターとしても職員の削減や事務の効率化、経費節減等に努め、会員からいただく事務費の増額までやって自助努力をしているということです。しかし、このままいけば運営が難しくなり、解散せざるを得ない状況にあるとのこと。また、少子化による児童・生徒数が激減し、学校間の格差が大きくなっております。現在、小・中学校の再編が進められておりますが、基本計画の中で計画の期間は平成23年度から平成32年度の10年間で、前期は平成23年度から平成27年度とし、喫緊の課題である複式学級の解消に取り組みますとあります。現在、統合校の開校時期や場所について、各地域で不安や戸惑いの声が聞こえ、教育委員会に対して不信感が出ております。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1つは、先ほど述べましたように、シルバー人材センターの運営が危機にさらされております。シルバー人材センターの社会への貢献度は大きなものがあります。地域社会の活性化や、特に医療費の削減にも貢献しております。このような状況の中で、市としての積極的な支援が必要ではないでしょうか。

2つ目に、福祉バスの有効活用についてお尋ねいたします。

福祉バスが運行されて5年目を迎えておりますが、今でも市民の間から、利用者が少なくもったいない、そういう声が聞こえております。また、利用しにくいとの声も聞こえてきま

す。有効活用するための対策はどのように検討してあるか、お答えください。

3つ目は、先ほども申し上げましたが、現在、少子化による複式学級の解消や適正規模の教育環境づくりのため、小・中学校の再編計画が進められています。前回の6月定例会でも質問させていただきましたが、7月22日の説明会で修正案が発表され、統合校の開校は1年おくれで平成27年度になると説明されたが、複式学級の解消は早急にやるべきではないか。

以上3点について、具体的にお答えください。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員の少子・高齢化社会への対応についての御質問についてお答えをいたします。

具体的事項の1点目と2点目につきましては、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、1点目のシルバー人材センター事業への支援についてでございますが、平成21年度に国の事業仕分けが始まり、平成22年度より国の補助金の削減が始まりました。国からの補助金削減理由は、民業の圧迫の縮小、人件費及び管理費削減が目的であります。

みやま市では、初年度の平成22年度は国からの補助金が800千円減額され、市も同額の減額を行いました。平成23年度は国からの補助金が180万円減額されましたが、市の補助金は国の指導に基づいたシルバー人材センターの事業の見直しを条件に減額は行っておりません。

市といたしましては、現在の本所、支所の事務所の一本化による管理費の削減と、受託料の引き上げによる事業収益の増加を図るように自助努力を求めました。これについては平成24年度においても実施されておりましたが、市の補助金の減額は予定しておりません。さらに運営費の補助金とは別に事業収益拡大のため、新しい事業の取り組みについても平成21年度から国の企画提案事業を活用し、国及び市から3カ年で10,000千円の補助を行い支援してきました。

特にシルバー人材センターの健全運営を図り、民業圧迫を回避するため、事務費の引き上げによるシルバー人材センターの運営費の確保が必要です。また、1週間当たりの労働時間が20時間以内とされている適正就業推進により、施設の管理などの業務委託がなくなり、事業収益が縮小している現状の中で、営業活動の推進による顧客の掘り起こしや新しい業務や事業拡大による事業収益の増大、事務の会計処理などの外部委託による経費の節減に努め、シルバー人材センター自体も適正な運営を図るべきだと考えております。

シルバー人材センターが破綻するのではないかという川口議員の質問でございますが、絶対に破綻をさせてはいけないと私は思っております。ただ、聞くところによりますと、3年間で10,000千円の補助を行ったけど、10,000千円で作ったのは炭の1袋だったということです。やっぱりそういうことをしておったら、いつまでたってもなかなか難しいんですよ。だから、そういったことを本当に適切な事業をやっていただきたいと。

また、その瀬高中央公民館、昔は中央公民館と言ったんですけど、その業務を委託しておりましたが、何回も対応が悪いという手紙が私にも福祉事務所にも苦情が来ました。それでシルバー人材センターのほうに、ぜひ改善してくれと、そうしないと業務をやめていただかなければいけないということで再三注意しましたけれど、とうとうできなかったわけです。そういった経緯もありますので、やっぱりシルバー人材センター自身も業務の改善をし、私たちも絶対に破綻させてはいけないということで支援はしていきたいと思っておりますので、お互いに力を合わせてやるべきだと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それから、次に2点目の福祉バスの有効活用についての御質問にお答えいたします。

福祉バスは平成20年4月より、高齢者、障害者などの交通弱者の方の移動手段として、それまでの福祉センター送迎に加え、路線の拡大延長をバス4台にて運行を行っており、今年度で5年目を迎えております。福祉バスのこの間の利用状況を見ますと、平成20年度は2万6,901人、平成21年度は3万3,026人、平成22年度は4万564人、平成23年度は4万2,525人と年々利用者は増加をいたしております。このように利用者がふえてきたことにつきましては、福祉政策として住民の方の一定の御理解が得られているものであり、事業の成果が上がっているものと考えているところでございます。

バス運行に関しては、これまでも議会からの御提言や地域及び関係団体、住民の方からのさまざまな御要請が寄せられております。みやま市では年度の開始前に、時刻表や路線についての見直しの検討会議を行い、御要望や御意見を取りまとめ、可能な限り実現できるよう改善を図ってきているところでございます。今年度についても、昨年寄せられました要望等に対応するため、山川方面への増便や瀬高南部と高田北部の路線結合による利便性拡大、また、さらに4台すべて市役所に停車するように変更するなど、年々福祉バスの運行は改良されてきているものと考えております。

現在、みやま市では市内11路線の140カ所にバス停を設置し、バス4台で目いっぱい

行を行っておりますが、利用者の方から、さらに新たな御意見、御要望等がございましたら、できる限り改善できるよう十分検討いたしますので、具体的に内容について御意見をお寄せいただきたいと考えております。今後も利用者の方の御意見や利用状況等を見きわめながら、より効率的にバスの利便性が向上するよう、さらに検討を重ねてまいりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

私も、この福祉バスにつきましては、昼間見ると、やっぱり本当の空のところがある。これはもったいないと思います。しかしながら、そのバスを打ち切れば、一番皆さんが利用される時だけすれば、そういうことはないと思いますが、やはり少しでも何人か乗られたら、それは回すべきで、例えばJRにしても西鉄にしても、昼間はほとんど乗っていないんです。それでも動いているんです。それで、これは1年間を通して、うちは約13,000千円で運送会社に委託しているんです。だから、乗ろうが乗るまいが13,000千円は払わにゃいかん。それだけのあれで、私は一括して一番安いところに、しかも安全な運送会社に委託をいたしておりますので、13,130千円か幾らですけど、それで委託いたしておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

それから、路線の見直しはしょっちゅうやったら、かえって不安に思う人が——わからなくなりますので、年に1回、これは市でやっているわけじゃないんです。みんな地元の方とか区長さんとか有識者の方を集めて路線を決めているわけでございます。市が勝手にやっているわけじゃなくて、何回もやっているんですけど、皆さんが満足するようになるというのはなかなか難しい。だから、いつも言っているんですけど、川口議員も、ぜひ、ひとつそういった協議会に参加していただいて、そして、意見を言っていただければ御満足いただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

続きまして、3点目の少子化による小・中学校の再編計画についてでございますが、こちらは私のほうから御回答させていただきます。

みやま市立小中学校再編計画の策定には、議員の御指摘のとおり、全国的に少子化が進む中、本市においても児童・生徒数の減少に伴う学校の小規模化が進行しており、本市の小・

中学校の適正規模及び適正配置が喫緊の課題であるという背景がございます。

児童・生徒数の将来推計では、平成29年度には、平成23年度と比べまして、児童で約16%、生徒で約6%程度減少する見込みでございます。また、現在みやま市内には、複式学級を有する学校は飯江小学校、本郷小学校の2校でございますが、推計どおりに推移しますと平成26年度から竹海小学校も複式学級を有することになると予測しております。

議員からは、6月議会でも同様の一般質問をいただきました。その際にも触れさせていただきましたが、複式学級には1学級が2つの学年で構成されるため、学習経験だけではなく、生活経験においても1年間の差がある児童と一緒に学校生活を送ることになること。また、先生は1人であるため、授業時間の中で各学年に指導時間を配分せざるを得なくなり、先生からの直接的な指導を受ける時間が不足すること。指導する側の先生も2学年を同じ時間で教えるため、教材研究や授業準備などが非常に難しくなるなどの問題点があり、教育環境としては好ましい状態とは言えず、何よりも一番に解決すべき課題だと考えております。

そこで、教育委員会では市費を投じて教員1名を追加確保し、2学年に2人の先生を配置するといった対策を講じておりますが、複式学級の抜本的な解消を図るためには統合による学校規模の適正化しかございません。しかし、将来を見通した統合を進めていかないと、子供たちを初め保護者、地域に負担を強いることにもなりかねません。したがって、教育委員会としましては、複式学級の解消は学校規模の適正化とセットで解決していかなければならないと考えているところであります。そういった視点で再編計画を策定し、その推進を図っております。

しかしながら、再編計画最初のグループである飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合につきましては、統合小学校の建設場所を再編計画にある山川中学校敷地内に決定できなかったため、当初予定しておりました平成26年4月開校を1年先送りしなければならない事態に至ってしまいました。

教育委員会といたしましては、スムーズな統合ができるよう慎重かつ丁寧に、手続を踏みながら進めてまいりましたが、結果として関係校区の皆様方に多大な不安や御心配をおかけしましたことを改めておわびを申し上げたいと思います。

今後は、統合小学校の平成27年4月開校に向けまして、全力で粛々と取り組んでまいり所存でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

先ほど市長のほうからシルバー人材センターへの件で答弁いただきましたけれども、先ほども申しましたように、シルバー人材センターとしてもいろいろ調査したところ、自助努力は一生懸命やっているわけですね。そういう中で、合併当初からすれば職員も10名を6名に半数に減らしているわけです。それと事務費についても、先ほども申しましたが、10%だったのを15%に引き上げて、いろいろ経費節減に励んでいるということでございました。

しかし、そういう中で国の補助金が減って、やっぱり運営費自体が厳しい状況の中で、いろいろ先ほど市長のほうから、竹炭だったですかね、1袋とかいう話でしたけれども、それは極端な話であって、やっぱり販路を探したりいろいろしても、なかなか難しい面があるわけですね。特に私たちもいつも聞いておりますけれども、公共施設ですね、公民館とかまいピアとか、そういうところの管理を以前やっていたわけですが、いろいろ規定か何かあるということで、今、民間の業者が委託を受けているわけですね。そういうことで、やっぱり就労先が以前から見ると、相当減少しておるわけです。

そしてまた、市長は先ほどはっきりと廃止するようなことは絶対ならないようにするという御答弁をいただきましたけれども、もしも、廃止とかということになれば、本当に今利用されている方たちは困られるわけですね。安い単価でいろいろしていただいて、特に農家の方たちも相当数利用されていると伺っております。そういう中で、とにかく今後、運営がスムーズにできるように、ぜひ市からの助成をお願いしたいと思います。

それと、もう1つですけれども、今現在、みやま市の場合のシルバー人材センターは商工観光課の所管になっております。私が調査したところでは、ほとんどのところがやっぱり福祉関係の部署の所管になっております。特に人材センターは高齢法のもとで行われているわけですので、私は機構改革の中で所管の変更も検討していただいたらどうかと思いますけど、市長、その辺いかがでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

ただ今の件について、私のほうから答弁をさせていただきます。

シルバー人材センターの事業については、御指摘のとおり、今、商工観光課が所管でござ

いますが、高齢者の方の生きがいのある人生を送っていただくという事業でございますので、福祉のほうに所管を変えたほうがいいのじゃないかということで、今現在、検討しております。今年度中に結論を出したいと思っております。近隣市町村の体制を見ても、福祉のほうがちよっと多いような状況でございますので、十分検討して結論を出したいと、そのように考えているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、副市長のほうから答弁いただきましたけれども、ぜひその辺はよく検討していただきたいと思えます。

次に、福祉バスの件ですけれども、先ほど市長のほうから数字まで上げていただいて答弁いただきましたけれども、実質的には利用者はふえているかと思えます。しかしながら、今後、学校の統廃合とかそういうのを進めた中で、福祉バス、同じバスを利用せざるを得ないと思うわけですね。そういう中で、そのダイヤ改正とか、そういうことだけじゃなくて、今あちこちで出てきておりますけれども、デマンド交通ですね。デマンド交通システムを採用したらと思えますけれども、まともに採用すれば何千万円かかかるわけですね。ただ、そういうものじゃなくて、簡単なデマンド交通体制をしけたらどうかなと思うわけですが、その辺について答弁をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

今後の検討課題ということで捉えておりますので、十分検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

デマンド交通はとにかく、前もって連絡しとって、そこに乗り合せて回ってもらうということで、相当有効に活用できると思えます。それで国のそれに対する事業も何というかな——ちよっと勉強不足で済みません。地域公共交通活性化・再生総合事業というのがありま

すので、そういうのもよく検討していただいて、ぜひ、やっぱり皆さんが利用しやすい環境づくりを福祉バスについては再検討をお願いしたいと思います。その辺、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

予約をして迎えに行くようなことになりますけれども、ただ、注意しなきゃいけないのは、民業圧迫という面も確かに出てくるものですから、そこら辺も十分調整しながらやっけないと、非常に難しい問題が出てくるだろうと思っております。予約すれば、じゃ、すぐ乗って、すべての方がそれを活用するということになると、タクシー会社等々についてはもう必要ないわけですね。そういうことでは100%——いろんな制限もございましょうし、ルール等々も考えていく必要があるのではなかろうかと、そういうふうに考えているところでございます。検討はしてまいります。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

民間のタクシーとか交通会社には関係ない形でほかの町もやっているわけです。その辺、十分いろいろ検討する余地はたくさんあると思っておりますので、今後よく検討していただいて、とにかく皆さんが利用しやすい形で、特に無料じゃなくて、やっぱり何がしかの料金もいただくということで検討していただければ幸いかと思います。

それでは、次に、教育委員会にお尋ねいたします。

先ほど教育長から答弁いただきましたけれども、今実際、A案の修正案ということで進めていただいております。その中で私が思うには、今いろいろ民家の買収とか、そういうのが難しいんじゃないかという声が聞こえているわけですが、もしも買収が不可能だった場合は、できたところだけで、そこに校舎をつくるということだったんですが、それに今までと変わりありませんか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

A案修正地ということ——建設予定地でございます。市民センター西側付近の用地を買収してということで、関係者の皆様方にも御説明して、今その推進に取り組んでいるところでございまして、本9月定例会においても関連予算の補正もお願いしているところでございます。

御説明してきました内容は用地買収ができたところで建設をということでございますが、現状は、その関係者、地権者の皆さんと現在、一生懸命交渉させていただいて、全てを私どもとしては学校用地として計画を示した内容で取り組んで進めていきたいというふうな気持ちでございます。そこは今後の用地交渉の内容、それから状況で大きく変わるわけでございますけれども、現在、用地の提供に向けた用地交渉を一生懸命地権者の皆さんと、この議会終了後、積極的にまた本格的な交渉に臨みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

とにかく6月議会でも先ほども申しましたように、複式学級の解消は喫緊なる課題でございます。当初、平成26年度ということで、父兄並びに地域の方たちは理解していたんですけども、今度平成27年度、1年おくれることになりましたね。そういう中で、何回も言いますが、答申は東部小学校に統合校を置いて、近いうちに中学校の隣接か敷地内だったですかね、そこに建てるということだったんですけども、もしも今のAの修正案がスムーズにいかなかった場合、ぜひ、もう一度考え直して東部校に戻すという考えにはならないわけですか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

先ほどの教育長からの答弁にございましたとおり、今の計画を粛々と進めることが一番の私どもの課題だと思っております。その後、議員がおっしゃられたようなことについては、想定というか、そういう部分はありません。しっかり計画に沿ったことでの推進を図りたいというふうに考えております。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、部長が答弁されたように、ぜひ粛々と進めて、早く統合をしてほしいと思います。ただ、万が一ということもありますので、皆さんも御存じだと思いますけれども、検討委員会の中で、当初、統合校を東部小学校に置くという時点で、それを検討するときに、教育委員会に各小学校の教室の数、そういうのを全部調べていただいて、東部小学校だったら13教室だったですかね。東部小学校だったら教室の数も足りませんということで、そういう結論になっているわけですね。私は毎回傍聴に行きましたので、その辺、十分理解しておりますけれども、もしも頓挫するようなことがありましたら、何年かですから、とにかく東部小学校だったら1年あればすぐ統合できるわけですよ。その辺も含めて、とにかく今はそのA案の修正案に向かって積極的に早く進めていただければ結構だと思いますけれども、それがもしも頓挫するようなことになった場合には、改めて答申どおりの東部小学校に何年か置いて、その間にゆっくり場所とか小中一貫とかも含めて検討した後に、新しく立派な小学校をつくるという考えは持つわけにいきませんか、どうですか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

この計画につきましては——統合小学校の建設につきましては、教育委員会の決定、それから設置者は市長部局でございます。その決裁も踏まえて推進をしている事柄でございます。したがって、だめだったら検討委員会の答申案のようにするとかいうふうな方策は今のところ持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

多分そういう答弁が返ってくるだろうとは予測しておりました。前回のときにも検討することだったんですけれども、もう1つの案と2つとも見事に外されまして、そういうことですので、ただ私はもしも挫折したときのことを言っているわけですので、また時が来たら、あったら、そのときまた質問させていただきます。

これで質問終わります。

○議長（壇 康夫君）

よろしいですか。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議はあす9月6日となっておりますので、御承知おき願います。

午後2時08分 散会